

**非居住者に係る金融口座情報の
自動的交換のための報告制度
(FAQ)**

(令和8年1月1日以降用)

平成28年7月
(令和7年9月最終改訂)
国 税 庁

用語の意義

このFAQにおいて使用している法令の省略名称と正式名称は、次のとおりです。

省略名称	正式名称
実特法	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）をいいます。
実特令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和 62 年政令第 335 号）をいいます。
実特規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和 44 年大蔵省、自治省令第 1 号）をいいます。
平成 28 年改正実特規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年総務省、財務省令第 3 号）をいいます。
令和 4 年改正実特規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和 4 年総務省、財務省令第 3 号）をいいます。
所得相互免除法	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）をいいます。
所得相互免除規	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成 28 年総務省、財務省令第 5 号）をいいます。
資金決済法	資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）をいいます。
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）をいいます。
犯罪収益移転防止法施行規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）をいいます。

※ このFAQは、令和 8 年 1 月 1 日付施行の法令に基づいて作成しています。

改訂履歴

発行時期	改訂内容
平成 28 年 7 月	初版発行
令和 7 年 9 月	改訂版発行（共通報告基準改訂を踏まえ全面改訂）

目次

1	非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要.....	1
Q 1	非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の導入及び見直しがされた経緯について教えてください。.....	1
Q 2	租税条約等に基づく税務当局間の情報交換の概要について教えてください。..	2
Q 3	OECD で策定及び改訂がされた「共通報告基準（CRS）」の概要について教えてください。.....	2
Q 4	非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要について教えてください。.....	3
Q 5	非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する令和6年度税制改正の概要を教えてください。.....	14
Q 6	金融機関による金融口座情報の報告に関して、共通報告基準と FATCA で相違する点がありますか。.....	21
2	居住地国等の特定手続.....	22
(1)	新規特定取引を行う者による新規届出書の提出手続.....	22
Q 7	特定対象者の居住地国が報告対象国以外（例：日本）である場合、新規届出書を提出する必要がありますか。.....	22
Q 8	国・地方公共団体が新規特定取引を行う場合、新規届出書を提出する必要がありますか。.....	22
Q 9	国・地方公共団体が差押債権の取立てを行う場合、新規届出書を提出する必要がありますか。.....	22
Q 10	報告金融機関等は、新規届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。.....	22
Q 11	新規特定取引を行う者による新規届出書の提出の免除に関する特例は、同一の報告金融機関等の異なる営業所等に新規届出書等を提出していた場合にも適用されますか。.....	23
Q 12	報告金融機関等に対して「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、既に届出書（新規届出書など）を提出している場合でも、本制度において、新規届出書を提出する必要はありますか。.....	24
(2)	報告金融機関等による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続.....	24
Q 13	個人既存低額/高額特定取引契約者につき、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す住所等所在地国情報のみがあった場合、当該報告対象国以外の国又は地域を特定する必要がありますか。.....	24
Q 14	個人既存低額/高額特定取引契約者につき、複数の住所等所在地国と認められる	

国又は地域を示す住所等所在地国情報があつた場合、当該複数の国又は地域を全て特定する必要がありますか。.....	25
Q15 個人既存低額/高額特定取引契約者につき、特定取引データベース検索等を行った結果、その者に係るいずれの住所等所在地国情報もなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合、更に何らかの手続を行う必要がありますか。.....	26
Q16 個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する場合、特定業務担当者からの聴取を行うこととされています。この特定業務担当者について教えてください。.....	26
Q17 個人既存低額特定取引契約者について、個人既存高額特定取引契約者に係る特定手続を適用した場合、特定期限も変更されるのでしょうか。.....	27
Q18 居住地住所テストは、証拠書類の取得年月日をシステムや帳簿上で管理していない限り、採用することはできないのでしょうか。.....	27
Q19 法人既存特定取引契約者につき、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す本店所在地国情報のみがあつた場合、当該報告対象国以外の国又は地域を特定する必要がありますか。.....	29
Q20 法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録による確認を行った結果、その者に係る本店所在地国情報がなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合、更に何らかの手続を行う必要がありますか。....	29
Q21 国・地方公共団体について、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続を実施する必要がありますか。.....	29
Q22 法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が 2,500 万円以下である場合に、任意にその者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定し、報告することはできますか。.....	30
Q23 報告金融機関等は、任意届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。.....	30
Q24 平成 29 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に行われた特定取引は、新規届出書の提出を要する取引であっても、既存特定取引に関する特定手続の対象となり、報告金融機関等は住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続を行う必要がありますか。.....	34
3 居住地国等の再特定手続.....	35
(1) 新規届出書等を提出した者による異動届出書の提出手続.....	35
Q25 異動届出書は、どのような場合に提出する必要がありますか。また、いつまでに提出する必要がありますか。.....	35
Q26 報告金融機関等は、異動届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。.....	36

Q27	相続により報告対象契約に係る契約者の変更が発生した場合、報告金融機関等及び相続人は何らかの手続を行う必要がありますか。.....	36
(2)	報告金融機関等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続.....	37
Q28	報告金融機関等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続について教えてください。.....	37
(3)	報告金融機関等による既存特定取引（既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を除きます。）に関する再特定手続.....	38
Q29	報告金融機関等が行う既存特定取引（既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を除きます。）に関する住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続について教えてください。.....	38
4	居住地国等の特定手続及び再特定手続に共通するもの.....	39
Q30	特定対象者の生年月日及び納税者番号等を保有していない場合の報告金融機関等による情報取得努力義務について教えてください。.....	39
Q31-1	既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額について教えてください。 40	
Q31-2	Q31-1 イ(ロ)の関連事業体との間で締結している他の特定取引について、どのような場合に特定取引契約資産額を合算すればよいですか。.....	41
Q32	外貨で表示されている特定取引契約資産額はどのような方法で邦貨に換算すればよいですか。.....	42
Q33	現在のシステムでの対応が困難な場合、既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約がある場合の特定取引契約資産額の合算を行うためにシステム開発を行う必要はありますか。.....	43
Q34	一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例は、個人・法人を問わず適用されますか。.....	43
Q35	一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例の適用がある場合、任意に住所等所在地国と認められる国又は地域を特定し、報告することはできますか。.....	44
5	報告金融機関等の報告事項の提供.....	45
Q36	報告対象契約以外の契約について、任意に報告事項を提供することはできますか。.....	45
Q37	報告対象契約及び報告対象国について教えてください。.....	45
Q38	不記録口座として報告が必要な報告対象契約とはどのような契約でしょうか。.....	45
Q39	特定手続を完了した旨や報告すべき取引がない旨を報告する必要がありますか。.....	46
Q40	報告対象契約に係る報告事項の提供を行った場合、当該報告対象契約が終了す	

	るまでは、毎年報告を行う必要がありますか。.....	46
Q41	報告事項とされている「その年の 12 月 31 日における報告対象契約に係る資産の価額」と「その年の報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額」について教えてください。.....	47
Q42	個人既存低額特定取引契約者及び法人既存特定取引契約者について、特定期限は令和 9 年 12 月 31 日、初回の報告期限は令和 10 年 5 月 1 日とされています。令和 8 年 12 月 31 日までにその者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した場合、いつまでに報告を行う必要がありますか。.....	51
Q43	新規特定取引を行う者のうち既存特定取引に係る契約を締結している者の新規届出書の提出免除に関する特例の適用を受けた場合、当該新規特定取引は、報告事項にある特定取引の「新規」と「既存」の別について、どちらに該当するものとして報告すればよいですか。.....	52
Q44	報告事項の提供方法について教えてください。.....	53
6	報告金融機関等による記録の作成及び保存.....	54
Q45	提出を受けた新規届出書等を保存することにより、記録の作成・保存とすることはできますか。.....	54
Q46	新規届出書等の提出を受けた後に異動届出書の提出を受けた場合、新規届出書等の提出を受けた際に作成し保存している記録を上書きしてもよいですか。..	54
7	罰則	55
Q47	新規届出書等を提出しなかった場合の罰則について教えてください。.....	55
8	その他（用語の意味等）	56
Q48	居住地国の判定について教えてください。.....	56
Q49	納税者番号について教えてください。.....	57
Q50	特定法人の範囲について教えてください。.....	58
Q51	実質的支配者とはどのような者かを教えてください。.....	61
Q52	新規届出書等を電磁的方法により提供することはできますか。.....	61
Q53	新規届出書等が、特定取引を行った者により提出されたものであることが明確であることを示すにはどのような方法がありますか。.....	61
Q54	金融商品取引業者はいつから報告金融機関等に該当することとなりますか。 62	
Q55	特定目的会社はいつから報告金融機関等に該当することとなりますか。....	63
Q56	今後、報告金融機関等に該当することが分かっています。あらかじめ任意届出書の提出を依頼し、当該任意届出書の提出を受け記載事項の確認を行った場合、報告金融機関等該当後の既存特定取引に係る特定手続を省略してもよいですか。..	64
Q57	所得相互免除法の改正について教えてください。.....	64

1 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要

**Q 1 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の導入及び見直し
がされた経緯について教えてください。**

(答)

- 2008 年の UBS 事件等を受けて、米国において、2010 年 3 月、米国市民による外国の金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA: Foreign Account Tax Compliance Act)」が成立しました。この FATCA への対応について 2012 年に欧州 5 か国が米国と合意したことを契機として、OECD は、税務当局間で非居住者の口座情報を提供し合う自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手しました。
- こうして策定された「共通報告基準 (CRS: Common Reporting Standard)」は、2014 年 1 月に OECD 租税委員会において承認され、同年 2 月にシドニーで行われた G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において支持されるに至りました。
- さらに、2014 年 9 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年 11 月の G20 首脳会議において G20 各国は、最終決定された共通報告基準を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017 年又は 2018 年末までに、自動的情報交換を開始することにコミットし、現在では、100 を超える国・地域が、この共通報告基準に従った自動的情報交換の枠組みに参加しています。
- このような経緯を経て、各国・地域は共通報告基準に従った自動的情報交換を実施するための国内法制を整備することとなりました。我が国においては、平成 27 年度税制改正により、この共通報告基準に従った自動的情報交換を実施する観点から、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が整備され、2017 年（平成 29 年）から金融機関による対象口座の特定手続を行い、2018 年（平成 30 年）に 2017 年（平成 29 年）分の報告を金融機関から受け、租税条約等に基づき、共通報告基準に従った税務当局間の自動的情報交換を開始することとなりました。
- また、2022 年、OECD において、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準である暗号資産等報告枠組み (CARF: Crypto-Asset Reporting Framework) が策定されましたが、共通報告基準についても報告事項を拡充する等の改訂をし、承認・公表されました。
- そこで、令和 6 年度税制改正において、共通報告基準の改訂等を踏まえ、非居住者に

係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について必要な見直しを行うこととされました（[Q 5](#)参照）。なお、改訂共通報告基準の実施スケジュールについては、暗号資産等報告枠組みと同様とされており、具体的には、金融機関等のシステム整備等の準備期間を踏まえ、我が国においては、2026 年（令和 8 年）から改正後の本制度が施行され、2027 年（令和 9 年）に 2026 年（令和 8 年）分の報告を金融機関等から受け、租税条約等に基づき、情報交換を実施することとされています。

Q 2 租税条約等に基づく税務当局間の情報交換の概要について教えてください。

（答）

- 経済取引のグローバル化が進展する中で、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有・運用の形態も国際化・複雑化・多様化しています。こうした中で租税の賦課徴収を確実に行うためには、国内で入手できる情報だけではなく、国外にある情報を適切に入手することが重要となっています。しかしながら、国外にある情報の入手は外国の主権（執行管轄権）により制約を受けます。このため、我が国を含め、各国・地域の税務当局は租税条約等に基づき租税に関する情報を互いに提供する仕組み（情報交換）を設け、国際的な脱税及び租税回避に対処しています。我が国は、2025 年（令和 7 年）9 月 1 日現在、88 の租税条約等を締結し、156 か国・地域に適用されていますが、全ての租税条約等に情報交換に関する規定が定められています。

この租税条約等に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、及び③自動的情報交換の 3 つの形態があり、近年、我が国では、年間数百万件の情報交換を実施しています。

Q 3 OECD で策定及び改訂がされた「共通報告基準（CRS）」の概要について教えてください。

（答）

- 「共通報告基準」とは、自動的情報交換の対象となる非居住者の金融口座の特定方法や情報の範囲等を各国・地域で共通化する国際基準であり、これを通用することにより、金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的としています。

「共通報告基準」の概要は、以下のとおりです。

- イ 各国・地域の税務当局は、それぞれ自国・地域に所在する金融機関から非居住者（個人・法人等）に係る金融口座情報の報告を受け、非居住者の各居住地国の税務当局に対して年一回まとめて互いに提供することとされています。

（注） 共通報告基準に従った税務当局間の自動的情報交換は、実際には、税務当局間の合意に基づいて実施されることとなります。

非居住者の金融口座情報を報告する義務を負う金融機関は、銀行・資金移動業者等の預金機関（Depository Institution）、生命保険会社等の特定保険会社（Specified Insurance Company）、証券会社等の保管機関（Custodial Institution）及び信託等の投資事業体（Investment Entity）とされています。また、報告の対象となる口座は、普通預金口座・特定電子マネー商品口座等の預金口座（Depository Account）、貯蓄性の保険契約・年金保険契約（Cash Value Insurance Contract, Annuity Contract）、証券口座等の保管口座（Custodial Account）及び信託受益権等の投資持分（Equity Interest）とされ、報告の対象となる口座情報は、口座保有者の氏名・住所（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号、一定の要件を満たす届出書等が提出されているか、報告の対象となる口座の種類、新規・既存口座の区分、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等とされています。

ロ 金融機関は、共通報告基準に定められた手続に従って、口座保有者の居住地国を特定し、報告すべき非居住者の口座を選別することとされています。具体的には、新規口座の場合には金融機関が口座開設者から提出された届出書等を基に、既存口座については金融機関が口座保有者の住所等の記録を基に居住地国を特定する方法等により、報告すべき非居住者の口座の選別を行う必要があります。

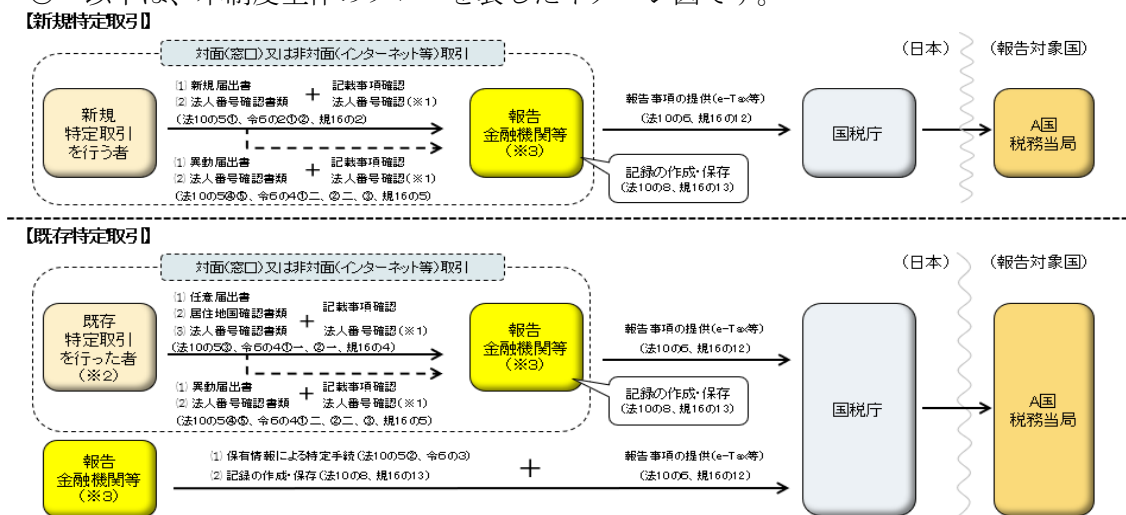
（注） 下線部分は、共通報告基準の改訂により追加された事項です。

Q 4 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要について教えてください。

（答）

（イメージ図）

○ 以下は、本制度全体のフローを表したイメージ図です。



※1 一定の場合のみ、新規特定取引を行う者又は既存特定取引を行った者による法人番号確認書類の提示及び報告金融機関等による法人番号の確認が必要。

※2 令和7年12月31日において特定取引（新規届出書の提出を要する特定取引を除く。）に係る契約を締結しているものに限る。

※3 一定の場合、届出書等（新規届出書若しくは任意届出書又は異動届出書をいう。以下、この資料において同じ。）を提出した者若しくは令和8年1月1日以後に特定取引を行う者で新規届出書を提出しなかった者又は既存特定取引を行った者（以下、新規届出書若しくは異動届出書の提出又は任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要をなし、又は住所等所在地と認められる国若しくは地域の（再）特定を行う必要あり）法10の5②⑥⑦、令6の3、令6の5、6の6。

（注） この図において、「実特法」は「法」、「実特令」は「令」、「実特規」は「規」と記載しています。

(概要)

1 居住地国等の特定手続

(1) 新規特定取引に関する特定手続

(新規届出書の提出及び記載事項の確認)

- 平成 29 年 1 月 1 日以後に報告金融機関等（注 1）との間でその営業所等を通じて特定取引（注 2）を行う者は、特定対象者（注 3）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国、居住地位国（外国に限ります。）において有する納税者番号などを記載した届出書（以下この FAQ において「新規届出書」といいます。）を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならないこととされています（実特法 10 の 5 ①前段、実特規 16 の 2 ①）。

（注）1 共通報告基準上、非居住者の金融口座情報を報告する義務を負う金融機関とされている、銀行・資金移動業者等の預金機関（Depository Institution）、生命保険会社等の特定保険会社（Specified Insurance Company）、証券会社等の保管機関（Custodial Institution）及び信託等の投資事業体（Investment Entity）に相当するものとして国内法上規定されているものをいいます（実特法 10 の 5 ⑧一、実特令 6 の 7 ①）。以下この FAQ において同じです。

なお、令和 6 年度税制改正において、本制度の対象となる報告金融機関等の範囲に、次に掲げる者を加えることとされました（実特令 6 の 7 ①一）。

イ 資金決済法第 2 条第 3 項に規定する資金移動業者

ロ 資金決済法第 2 条第 12 項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第 62 条の 8 第 2 項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者（＝電子決済手段を発行する者）を含みます。）

- 2 報告金融機関等との間で行われる、預金又は貯金の預入を内容とする契約の締結、一定の電子決済手段等の管理に関する契約の締結、保険契約の締結、信託に係る契約の締結、社債等の振替を行うための口座の開設を受けることを内容とする契約の締結、金銭若しくは電子決済手段、有価証券若しくは金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する権利（以下この FAQ において「電子記録移転有価証券表示権利等」といいます。）又は暗号資産（デリバティブ取引に関して預託をするものに限ります。）の預託をすることを内容とする契約（デリバティブ取引に係る契約を含みます。）の締結、株式や社債等の取得による投資事業体との間の法律関係の成立などの取引をいい、報告を免れるおそれがない一定の取引を除きます（実特法 10 の 5 ⑧三、実特令 6 の 8、実特規 16 の 8）。以下この FAQ において同じです。

- 3 特定取引を行う者をいいます。ただし、特定取引を行う者が特定法人（[Q50](#) 参照）であり、当該特定法人に係る実質的支配者（[Q51](#) 参照）がある場合は、当該実質的支配者も特定対象者となります。また、特定取引を行う者が特定組合員等

（信託の受託者にあつては、当該信託が外国の法令において一定の基準により所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている信託に該当する場合における当該受託者である場合に限りです。）である場合には、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合契約によって成立する組合、当該組合に準ずる事業体及び信託が特定対象者となります（実特法 10 の 5 ①前段）。以下この FAQ において同じです。

- 報告金融機関等の営業所等の長は、新規特定取引（平成 29 年 1 月 1 日以後に行われる特定取引をいいます。以下この FAQ において同じです。）を行う者から新規届出書の提出を受けたときは、当該新規届出書に記載されている事項がその特定取引を行う際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認しなければならないこととされています（実特法 10 の 5 ①後段、実特規 16 の 2 ③）。
- 新規届出書の提出をする者（その居住地国が外国である実質的支配者（[Q51](#) 参照）がある内国法人である特定法人（[Q50](#) 参照）に限りです。）が法人番号を有する場合には、新規特定取引を行う際、その提出する報告金融機関等の営業所等の長に法人番号確認書類を提示しなければならないこととされています。そして、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該新規届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を提示された法人番号確認書類により確認しなければならないこととされています（実特令 6 の 2 ①、実特規 16 の 2 ④⑤）。
- ただし、新規届出書の提出をする者で法人番号保有者に該当するものが新規特定取引を行う際、その提出する報告金融機関等の営業所等の長が、当該新規届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、「[国税庁法人番号公表サイト](#)」において公表された当該新規届出書の提出をする者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、上記にかかわらず、当該新規届出書を提出する者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に対して法人番号確認書類の提示を要せず、また、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該新規届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について法人番号確認書類による確認を要しないものとされています（実特令 6 の 2 ②、実特規 16 の 2 ④⑤）。
- また、新規届出書の提出をする者がその提出する報告金融機関等の営業所等の長に新規特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長が、当該新規届出書に記載された名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、一般財団法人民事法務協会か

ら送信を受けた登記情報に記録された当該新規届出書の提出をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該新規届出書の提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に、法人確認書類の提示をしたものとみなされます（実特規 16 の 2 ⑥）。

(2) 既存特定取引に関する特定手続

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の特定）

- 報告金融機関等は、令和 7 年 12 月 31 日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者で同日において当該特定取引（特定取引につき新規届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除きます。以下この FAQ において「既存特定取引」といいます。）（注 1・2）に係る契約を締結しているものにつき、令和 9 年 12 月 31 日（注 3）（令和 8 年 1 月 1 日以後に報告金融機関等に該当することとなった者については、報告金融機関等に該当することとなった日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者で同日において当該特定取引（特定取引につき新規届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除きます。）（注 1・2）に係る契約を締結しているものにつき、同日から 2 年を経過する日（注 4）。以下この FAQ において同じです。）までに、所定の特定手続を実施した上、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならないこととされています（実特法 10 の 5 ②一・⑪、実特令 6 の 3、6 の 12）（注 5）。

（注）1 平成 29 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日以前に令和 6 年度税制改正により新たに追加された特定取引（[Q 5](#) 参照）を行った者については、新規届出書の提出義務は生じません。

2 平成 29 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に行われた令和 6 年度税制改正前から対象とされていた特定取引については、新規届出書の提出の対象とされているため、重複排除の観点から、既存特定取引に関する特定手続の対象から「特定取引につき新規届出書を提出すべき場合における当該特定取引」が除外されています。したがって、報告金融機関等は、平成 29 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に行われた令和 6 年度税制改正前から対象とされていた特定取引を行った者について、改めて既存特定取引に関する特定手続を行う必要はありません（[Q 24](#) 参照）。

3 令和 7 年 12 月 31 日以前に個人（特定組合員等である個人を除きます。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った特定取引に係る契約で同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が 1 億円を超えるものについては、令和 8 年 12 月 31 日となります（実特令 6 の 3 ②一）。

4 報告金融機関等に該当することとなった日以前に個人（特定組合員等である個

人を除きます。)が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った特定取引に係る契約で同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が1億円を超えるものについては、同日から1年を経過する日となります(実特法10の5⑪、実特令6の12)。

- 5 令和6年度税制改正前の既存特定取引に係る契約(一定のものを除きます。)については、当該改正前と同様の適用関係が維持されます(改正法附則56①、令和6年6月改正実特令附則3)。以下このFAQにおいて同じです。非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する令和6年度税制改正の適用関係等詳細については、財務省ウェブページ「令和6年度 税制改正の解説(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/explanation/index.html)」をご覧ください。

- 報告金融機関等は、令和8年1月1日以後に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者で、新規届出書の提出をしなかったもの(以下このFAQにおいて「新規届出書提出義務懈怠者」といいます。)につき、当該特定取引を行った日から2年を経過する日までに、所定の特定手続を実施した上、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならないこととされています(実特法10の5②二、実特令6の3①～⑭⑰～⑳㉓㉔)。

(注)1 平成29年1月1日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者については、新規届出書の提出義務が課された上、この実効性を担保する観点から新規届出書の不提出に対して所要の罰則が定められていますが、令和6年度税制改正において、新規届出書提出義務懈怠者について、既存特定取引に関する特定手続を適用し、報告金融機関等の保有する情報に基づき住所等所在地国と認められる国又は地域を特定することとされました。

- 2 報告金融機関等は、新規届出書提出義務懈怠者に対しても、一定の場合には、既存特定取引に関する特定手続と同様に、新規届出書の提出要求をしなければならないこととされています(実特令6の3⑤⑨⑪)。

(任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示並びに記載事項の確認)

- 既存特定取引に係る契約を締結している者は、上記の新規届出書に記載すべき事項及び当該既存特定取引に関する一定の事項を記載した届出書(以下このFAQにおいて「任意届出書」といいます。)を、当該既存特定取引に係る報告金融機関等の営業所等の長に提出することができることとされています。ただし、既に任意届出書を提出している場合には、再度提出することはできません(実特法10の5③前段、実特規16の4①)。

- なお、既に任意届出書を提出している場合で、当該任意届出書の記載事項に異動を生じた場合の異動届出書の提出については、「[異動届出書の提出及び記載事項の確認](#)」の項目をご覧ください。
- 任意届出書の提出をする者は、当該任意届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に特定対象者の居住地国確認書類（[Q23](#) 参照）を提示しなければならないものとされています（実特法 10 の 5 ③後段、実特規 16 の 4 ②）。
- 報告金融機関等の営業所等の長は、任意届出書の提出を受けたときは、当該任意届出書に記載されている事項が提示を受けた居住地国確認書類の内容と合致していることを確認しなければならないものとされています（実特法 10 の 5 ③後段、実特規 16 の 4 ③）。
- 既存特定取引に係る契約を締結している者（その居住地国が外国である実質的支配者（[Q51](#) 参照）がある内国法人である特定法人（[Q50](#) 参照））に限り、以下この「任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示並びに記載事項の確認」の項目において同じです。）が法人番号を有する場合には、任意届出書を提出する際、上記の新規届出書を提出する者の場合と同様、その提出する報告金融機関等の営業所等の長に法人番号確認書類を提示しなければならないこととされています。そして、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該任意届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を提示された法人番号確認書類により確認しなければならないこととされています（実特令 6 の 4 ①一、実特規 16 の 4 ④）。
- ただし、既存特定取引に係る契約を締結している者で法人番号保有者に該当するものが任意届出書を提出する際、その提出する報告金融機関等の営業所等の長が、当該任意届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、[国税庁法人番号公表サイト](#)において公表された当該任意届出書を提出する者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、上記の新規届出書を提出する者で法人番号保有者に該当するものの場合と同様、当該任意届出書を提出する者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に対して法人番号確認書類の提示を要せず、また、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該任意届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について法人番号確認書類による確認を要しないものとされています（実特令 6 の 4 ②一）。
- また、既存特定取引に係る契約を締結している者が任意届出書を提出する際、その提

出する報告金融機関等の営業所等の長が、当該任意届出書に記載された名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、一般財団法人民事法務協会から送信を受けた登記情報に記録された当該任意届出書の提出をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、上記の新規届出書の提出をする者の場合と同様、当該任意届出書の提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に、法人確認書類の提示をしたものとみなされます（実特規 16 の 4 ⑤）。

2 居住地国等の再特定手続

(1) 新規特定取引（既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を含みます。）に関する再特定手続

（異動届出書の提出及び記載事項の確認）

- 新規届出書又は任意届出書を提出した者は、これらの届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国等一定の事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国等一定の事項を記載した届出書（以下この FAQ において「異動届出書」といいます。）を、所定の期限までに、これらの届出書を提出した報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならないこととされています。
- なお、当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とされています（実特法 10 の 5 ④後段、実特令 6 の 4 ③、実特規 16 の 5 ①②）（[Q25](#) 参照）。
- 報告金融機関等の営業所等の長は、新規届出書、任意届出書又は異動届出書（以下この FAQ において「新規届出書等」といいます。）の提出を行った者から提出又は提示を受けた（異動届出書以外の）他の書類により、当該異動届出書に記載された事項を確認する必要があります（実特法 10 の 5 ⑤、実特規 16 の 5 ③）。
- 新規届出書又は任意届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限ります。以下この「異動届出書の提出及び記載事項の確認」の項目において同じです。）が法人番号を有する法人で、これらの届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国等一定の事項について異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人の実質的支配者の居住地国が外国である場合に限ります。以下この「異動届出書の提出及び記載事項の確認」の項目において「異動を生じた場合」といいます。）に該当することにより、異動届出書を提出するときは、その提出の際、上記の新規届出書を提出する者（又は既存特定取引に係る契約を締結している者）の場合と同様に、その提出する報告金融機関等の営業所等の長に法人番号確認書類を提示しなければならないものとされています。

そして、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該異動届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を提示された法人番号確認書類により確認しなければならないこととされています（実特令 6 の 4 ①二、実特規 16 の 5 ④）（注）。

（注） 当該報告金融機関等が既に法人番号等の確認を行っている場合又は法人番号確認書類による確認を要しないこととされた場合には、当該異動届出書を提出する者による法人番号確認書類の提示及び当該報告金融機関等による法人番号確認書類による確認は不要です。

- ただし、新規届出書又は任意届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが上記の異動を生じた場合に該当することにより異動届出書を提出する際（報告金融機関等が既に法人番号等の確認を既に行っている場合又は法人番号確認書類による確認を要しないこととされた場合を除きます。）、その提出する報告金融機関等の営業所等の長が、当該異動届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、[国税庁法人番号公表サイト](#)において公表された当該異動届出書を提出する者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、上記の新規届出書の提出をする者（又は既存特定取引に係る契約を締結している者）で法人番号保有者に該当するものの場合と同様、当該異動届出書を提出する者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に対して法人番号確認書類の提示を要せず、また、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該異動届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について法人番号確認書類による確認を要しないものとされています（実特令 6 の 4 ②二）。
- また、新規届出書又は任意届出書を提出した者が上記の異動を生じた場合に該当することにより異動届出書を提出する際、その提出する当該報告金融機関等の営業所等の長が、当該異動届出書に記載された名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、一般財団法人民事法務協会から送信を受けた登記情報に記録された当該提出をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、上記の新規届出書の提出をする者（又は既存特定取引に係る契約を締結している者）の場合と同様、当該異動届出書の提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に、法人確認書類の提示をしたものとみなされます（実特規 16 の 5 ⑤）。

（報告金融機関等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続）

- 報告金融機関等は、報告金融機関等が保存している記録に追加される情報のうち、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が新規届出書等に記載された事項のうち特定対象者の居住地国等一定の事項と異なることを示す情報（以

下この FAQ において「新情報」といいます。)を取得した場合には、所定の期限までに、特定対象者につき再特定手続を実施しなければならないこととされています（実特法 10 の 5 ⑥前段、実特令 6 の 5、実特規 16 の 5 の 2）（注）。

（注） 新情報の種類等に応じ、当該新規届出書等を提出した者に対して、以下のいずれかの手続を実施しなければならないこととされています。

イ 異動届出書の提出の要求

ロ 上記イの異動届出書の提出の要求及び異動届出書の提出がなかった場合における当該新情報に基づく当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定の特定

- なお、上記の再特定手続に係る異動届出書の提出の要求又は新情報に基づく特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定の時から当該異動届出書の提出までの間に特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の起因となったものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様に、上記の再特定手続を実施することとされています（実特法 10 の 5 ⑥後段）（[Q28](#) 参照）。

(2) 既存特定取引（既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を除きます。）に関する再特定手続

- 上記の「報告金融機関等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続」と同様に、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が既存特定取引に関する特定手続により特定した国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合等一定の場合には、任意届出書の提出を受けた場合を除き、所定の期限までに、特定対象者につき再特定手続を実施しなければならないこととされています（実特法 10 の 5 ⑦、実特令 6 の 6、実特規 16 の 6）（注）。

（注） 特定対象者のステイタスや新情報の種類等に応じ、当該既存特定取引を行った者に対して、以下のいずれかの手続を実施しなければならないこととされています。

イ 任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求

ロ 当該新情報に基づく当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定の特定

ハ 上記イ及びロ

- なお、上記の「報告金融機関等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続」と同様、上記の再特定手続に係る任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求又は新情報に基づく特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定の時から当該任意届出書の提出及び居住地国

確認書類の提示までの間に、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の起因となったものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様に、上記の再特定手続を実施することとされています（実特法 10 の 5 ⑦）（[Q29](#) 参照）。

3 報告金融機関等の報告事項の提供等

（報告事項の提供）

- 報告金融機関等は、その年の 12 月 31 日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（上場法人その他の報告対象外となる者を除きます。）が報告対象契約（[Q37](#) 参照）を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、特定居住地国（[Q37](#) 参照）、特定居住地国（外国に限りません。）において有する納税者番号（注）及び当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の事項（以下この FAQ において「報告事項」といいます。）を、その年の翌年 4 月 30 日までに、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（実特法 10 の 6 ①、実特令 6 の 14①、実特規 16 の 12）。

（注） 我が国のマイナンバー（個人番号）は報告事項とはされていません。

（記録の作成及び保存）

- 報告金融機関等は、新規届出書等の提出を受けた場合、特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定制定を行った場合又は新規届出書等の提出の要求をした場合には、特定対象者の特定居住地国に関する事項その他の事項に関する記録を文書等により作成し、その作成した記録を、当該記録に係る特定取引に係る契約が終了した日等一定の日の属する年の翌年から 5 年間、保存しなければならないこととされています（実特法 10 の 8、実特規 16 の 13）。

4 税務職員の質問検査及び罰則

（税務職員の質問検査権）

- 税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者（報告金融機関等）に質問し、その者の報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含みます。）の提示若しくは提出を求めることができることとされています（実特法 10 の 13①）。

（罰則）

- 新規届出書の提出義務及び報告事項の提供義務に対する違反行為等について所要の

罰則が規定されています（実特法 13④）（[Q47](#) 参照）。

5 その他の留意事項

- 外国報告金融機関等(注)が行った特定取引は報告を要しないこととされています(実特法 10 の 6 ①、実特令 6 の 14①)。ただし、外国報告金融機関等であることが明確でない場合は、報告をお願いします。

(注) 実特令第 6 条の 3 第 18 項第 1 号ロに規定する外国報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された報告金融機関等に類する法人（一定の報告金融機関等に類するものを除きます。）をいいます（実特令 6 の 9 ①七）。

- また、我が国を特定居住地国とする報告金融機関等が行った特定取引に係る契約は報告対象契約に該当しないこととされています（実特法 10 の 6 ①②）。
- この非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度は、共通報告基準に従った自動的情報交換を実施する法律として立案されたものであることから、その規定の解釈・運用は、原則として共通報告基準のガイダンスである OECD の[コメンタリー](#)を踏まえてなされることになります。
- 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が、その特定取引に係る契約に関する報告事項について、当該提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合等には、その行為がなかったものとするなどとし、特定取引を行う者の届出書の提出等（実特法 10 の 5）及び報告金融機関等による報告事項の提供（実特法 10 の 6）に関する規定を適用することとされています（実特法 10 の 7）。
- [OECDポータルサイト](#)には、報告事項の提供回避のために利用され得る行為の具体例として、CBI/RBIスキーム（注 1）が、当該スキームの活用国・地域（注 2）と共に掲載されています。

(注) 1 CBI/RBI スキームとは、個人が特定の国又は地域において投資や手数料の支払いを行うことにより、実際に居住していないにもかかわらず、その国又は地域の居住権等(例：市民権、一時滞在権、永住権)を入手できることとしたスキームです。当該スキームを利用することにより、金融口座情報が提供されるべき居住地国の税務当局に提供されなくなるという問題が生じる可能性があります。

2 OECD によれば、令和 6 年 12 月までに、アラブ首長国連邦、アンティグア・バーブーダ、キプロス、グレナダ、セーシェル、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、バーレーン、バヌアツ、パハ

マ、バルバドス及びマルタの14の国又は地域でCBI/RBIスキームが確認されています。該当国等は、随時更新されるため、最新の情報についてはOECDポータルサイトをご確認ください。

○ OECDのガイダンスによると、報告金融機関等は、新規届出書等の税務上の居住地・地域（実特法10の5⑧七イ）が当該スキーム活用国・地域であるにもかかわらず、当該国等に居住しているという主張が信頼できない場合（注）には、次のような質問を行います、当該新規届出書等の内容が適正かを検証することが求められています。

- CBI/RBIスキームに基づき居住権等を取得したか。
- 他の国又は地域において居住権等を保有しているか。
- 前年中に、他の国又は地域において90日以上滞在したか。
- 前年中に、どの国又は地域において確定申告書を提出したか。

（注）例えば、パスポートが異なる国のものである場合などが想定されます。

○ 新規届出書を報告金融機関等の営業所等の長に提出せず、又は新規届出書等に偽りの記載をし、若しくは報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等に係る記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出した者等は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられ（実特法13④三）、また、報告事項をその提供の期限までに提供せず、又は偽りの事項若しくは報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等に係る事項を税務署長に提供した者についても、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることとされています（実特法13④四）。

Q5 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する令和6年度税制改正の概要を教えてください。

（答）

○ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する令和6年度税制改正の詳細については、財務省ウェブページ「令和6年度 税制改正の解説（https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/explanation/index.html）」をご覧ください。その概要は以下のとおりです。

1 本制度の対象となる特定取引等の定義

（1）特定取引の範囲の見直し

（特定取引の範囲の追加）

○ 共通報告基準の改訂により、いわゆるステーブルコインや電子マネーを念頭においた「特定電子マネー商品（Specified Electronic Money Products）」が報告対象に追加されたことに伴い、これに対応するため、特定取引の範囲に、「1～3号電子決済手段

（資金決済法 2⑤一～三）」及び「既存のデジタルマネー」の管理に関する契約の締結を加えることとされました。具体的には、本制度の対象となる特定取引の範囲に、次に掲げる取引を加えることとされました（実特令 6 の 8 一ニ・ヌ）。

イ 資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる電子決済手段（同項第 1 号に規定する流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもののうち一定のものを除きます。）の管理に関する契約の締結

ロ 資金決済法第 2 条第 6 項に規定する物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために特定の者に対して使用することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている同条第 7 項に規定する通貨建資産に限るものとし、同条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げるもの、金融商品取引法第 2 条第 1 項に規定する有価証券、同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利、電子記録債権法第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権、資金決済法第 3 条第 1 項に規定する前払式支払手段その他これらに類する一定のものを除きます。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができ、かつ、その財産的価値を発行する者に対し、その償還を請求することができるものの管理に関する契約の締結

（注）1 上記の「財産的価値」は、資金移動業者が発行する未達債務を用いたデジタルマネーなど、いわゆる既存のデジタルマネーを想定して規定されているものです。

2 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結（実特令 6 の 8 一イ）を伴う預金債権型デジタルマネーとの重複を排除するため、特定電子決済手段等の管理に関する契約の締結から、「預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結」を除くこととされています（実特令 6 の 8 一ニ括弧書）。

ハ 資金決済法第 2 条第 5 項に規定する電子決済手段、電子記録移転有価証券表示権利等又は資金決済法第 2 条第 14 項に規定する暗号資産（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引に関して預託をするものに限ります。）の預託をすることを内容とする契約の締結

（除外取引の範囲の追加）

○ 本制度の対象となる特定取引の範囲から除外される「報告を免れるおそれがない取引」の範囲に、次に掲げる取引を加えることとされました（実特令 6 の 8 柱書）。

イ 少額の特定期間電子決済手段等取引（実特規 16 の 8 ①二）

ロ 信託に係る契約であって、その受益権を表示する一定の電子記録移転有価証券表示権利等が金融商品取引業者等を通じて取得されるもの等（実特規 16 の 8 ①四）

ハ 振替特別法人出資に係る特別口座の開設（社債、株式等の振替に関する法律 247 の 2 の 3 ①）に係る契約の締結（実特規 16 の 8 ①五）

(2) 報告金融機関等の範囲等の見直し

(報告金融機関等の範囲の追加)

- 上記(1)の特定取引の範囲の追加を踏まえ、顧客との間で特定電子決済手段等の管理に関する契約の締結を行うことが想定される者として、本制度の対象となる報告金融機関等の範囲に、次に掲げる者を加えることとされました（実特令6の7①一）。

イ 資金決済法第2条第3項に規定する資金移動業者

ロ 資金決済法第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第62条の8第2項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者（＝電子決済手段を発行する者）を含みます。）

（注） 顧客との間で特定電子決済手段等の管理に関する契約の締結をする者としては、上記イ及びロに掲げる者のほかに、為替取引を行うことができる銀行等や信託会社が該当しますが、既に報告金融機関等（実特法10の5⑧一、実特令6の7①一・三）として本制度の対象とされています。なお、信託会社については、特定信託受益権を発行し、その営業所等を通じて特定電子決済手段等取引が行われる場合には、収入割合要件にかかわらず、報告金融機関等に該当することとなります（実特令6の7①三・②③、実特規16の7①一・②）。

(報告金融機関等に係る収入割合要件の見直し)

- 報告金融機関等（実特令6の7①三～六）に係る収入割合要件の計算の基礎となる有価証券等に対する投資に係る収入金額の範囲に暗号資産（資金決済法2⑭）又は4号電子決済手段（資金決済法2⑤四）に対する投資に係る収入金額を加算することとされました。

- 次に掲げる報告金融機関等（実特令6の7①三～六）に係る収入割合要件の計算上、その報告金融機関等との間で特定取引を行った者に対し、その報告金融機関等以外の者がそれぞれ次に定める行為を行った場合におけるその行為に係る対価の額等に相当する金額を加算することとされました（実特規16の7①）。

イ 報告金融機関等（実特令6の7①三）……次に掲げる行為

① その報告金融機関等との間の特定取引（実特令6の8一チ～ヌ）に係る契約に基づき管理する金銭等につきその特定取引を行った者に対する役務の提供（実特規16の7①二イ(2)）

② 金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為又は商品先物取引法第2条第22項各号に掲げる行為（実特規16の7①二ロ(2)）

ロ 報告金融機関等（実特令6の7①四～六）……有価証券（金融商品取引法2①②）若しくはデリバティブ取引（金融商品取引法2⑳）に係る権利、暗号資産（資金決済

法 2 ⑭) 又は 4 号電子決済手段 (資金決済法 2 ⑤四) に対する投資 (実特規 16 の 7 ①三口)

(特定法人の範囲の見直し)

- 特定法人から除外される法人 (実特令 6 の 9 ①十) に係る収入割合要件等における投資関連所得の範囲に、非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の対象となる暗号資産等に係る所得 (暗号資産等に係るデリバティブ取引の決済による所得を含みます。) を追加することとされました (実特規 16 の 9 ②五)。
- 特定法人から除外される法人 (実特令 6 の 9 ①十) に係る投資関連所得に係る資産額割合要件の計算の基礎となる直前事業年度終了時の資産の額について、その直前事業年度においてその資産に係る投資関連所得が発生しているか否かは問わないこととされました (実特令 6 の 9 ①十ロ)。

(居住地国の範囲の見直し)

- 外国における税務上の居住地国を定めている規定から、租税条約上の「双方居住者の振分けルール」に関する規定を削除することとされました (実特法 10 の 5 ⑧七イ)。本改正により、我が国及び外国の双方が税務上の居住地国に該当する個人について、我が国の締結した租税条約上の「双方居住者の振分けルール」の適用の有無にかかわらず、本制度上、我が国及び外国のいずれも居住地国に該当することとなります ([Q48](#) 参照)。

2 居住地国等の特定手続

(1) 新たに追加された特定取引を行う者による新規届出書の提出手続

(新たに追加された特定取引を行う者による新規届出書の提出等)

- 令和 8 年 1 月 1 日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて上記 1 (1) 「特定取引の範囲の追加」の項目に掲げる特定取引を行う者は、新規届出書を、その特定取引を行う際、その報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない (実特法 10 の 5 ①) など、当該新たに追加された特定取引についても、他の特定取引を行う場合と同様に、新規特定取引に関する特定手続の対象とされます (実特法 10 の 5 ①、実特令 6 の 2、実特規 16 の 2)。

(暗号資産等取引に係る提出済届出書を提出した者が新規特定取引を行う場合における新規届出書のみなし提出の特例)

- 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度における暗号資産等取引に係る新規届出書等 (実特法 10 の 9 ①②) を提出した者が、その後に、報告暗号資産交換業者等にも該当する報告金融機関等との間で特定取引を行う場合には、

既に報告金融機関等により記載内容確認済の同様の届出書が提出され、手続的に重複することを踏まえ、本制度における新規届出書の提出は要しないこととされました（実特令 6 の 2 ⑤）。

(2) 新たに追加された既存特定取引等に関する特定手続

(新たに追加された既存特定取引に関する特定手続)

- 報告金融機関等は、令和 7 年 12 月 31 日以前にその報告金融機関等との間でその営業所等を通じて上記 1 (1)「特定取引の範囲の追加」の項目に掲げる特定取引を行う者で同日においてその特定取引に係る契約を締結しているものにつき、所定の期限までに、他の既存特定取引に関する特定手続と同様に、その者のステータスに応じた各特定手続を実施し、その報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づきその特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定等をしなければならないこととされます（実特法 10 の 5 ②一、実特令 6 の 3 ①～⑭⑰～⑳㉔）。

(新規届出書が提出されなかった場合の新規特定取引に関する特定手続)

- 平成 29 年 1 月 1 日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者については、新規届出書の提出義務が課された上、この実効性を担保する観点から新規届出書の不提出に対して所要の罰則が定められていますが、今般の改正において、新規届出書提出義務懈怠者について、既存特定取引に関する特定手続を適用し、報告金融機関等の保有する情報に基づき住所等所在地国と認められる国又は地域を特定することとされました（実特法 10 の 5 ②二、実特令 6 の 3 ①～⑭⑰～㉑㉓㉔）。

(3) 特定対象者の生年月日等を保有していない場合における報告金融機関等による情報取得措置の見直し

- これまで、報告金融機関等は、起算日から 2 年間は、少なくとも年 1 回、電話、返送を求める書面の送付その他の方法（以下 [Q30](#) において「電話等」といいます。）により、特定対象者の生年月日及び外国納税者番号等（注）を取得するために必要な措置をとることとされていましたが、共通報告基準の改訂に伴い、犯罪収益移転防止法における特定事業者による本人特定事項等の更新又は追加の機会を捉えて、特定対象者の生年月日及び外国納税者番号等を取得するために必要な措置をとることとされました（実特令 6 の 3 ㉑、実特規 16 の 3 ⑩）。

（注）「外国納税者番号等」とは、①特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された我が国以外の国若しくは地域において当該特定対象者が有する納税者番号又は②内国法人である特定法人で、その実質的支配者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域が外国であるものが有する法人番号をいいます（実特規 16 の 3 ⑩）。

3 居住地国等の再特定手続

(1) 新たに追加された新規特定取引に関する再特定手続

(新たに追加された新規特定取引を行った者による異動届出書の提出)

- 上記 1 (1)「特定取引の範囲の追加」の項目に掲げる特定取引につき新規届出書を提出した者は、その新規届出書に記載された居住地国等一定の事項について異動を生じた場合には、異動届出書を、所定の期限までに、報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない（実特法 10 の 5 ②）など、上記 1 (1)「特定取引の範囲の追加」の項目に掲げる特定取引についても、他の特定取引につき新規届出書を提出した場合と同様に、新規特定取引に関する再特定手続の対象とすることとされます（実特法 10 の 5 ④、実特令 6 の 4 ①二・②二・③、実特規 16 の 5）。

(報告金融機関等による新たに追加された新規特定取引に係る新規届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続)

- 報告金融機関等は、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が上記 1 (1)「特定取引の範囲の追加」の項目に掲げる特定取引に係る新規届出書等に記載された居住地国等一定の事項と異なることを示す新情報を取得した場合には、他の新規特定取引に係る新情報を取得した場合と同様に、所定の期限までに、特定対象者につき新情報の種類等に応じた各特定手続を実施しなければならないこととされます（実特法 10 の 5 ⑥、実特令 6 の 5、実特規 16 の 15 の 2）。

(2) 新たに追加された既存特定取引等に関する再特定手続

(新たに追加された既存特定取引に関する再特定手続)

- 報告金融機関等は、令和 7 年 12 月 31 日以前にその報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行われた上記 1 (1)「特定取引の範囲の追加」の項目に掲げる特定取引に係る特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が特定した国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合等の一定の場合には、他の既存特定取引に係る新情報を取得した場合と同様に、所定の期限までに、特定対象者につき新情報の種類等に応じた各特定手続を実施しなければならないこととされます（実特法 10 の 5 ⑦、実特令 6 の 6、実特規 16 の 6）。

(新規届出書が提出されなかった場合の新規特定取引に関する再特定手続)

- 報告金融機関等は、新規届出書提出義務懈怠者に係る特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が特定した国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合等の一定の場合には、既存特定取引に係る新情報を取得した場合と同様に、所定の期限までに、特定対象者につき新情報の種類等に応じた各特定手続を実施しなければ

ならないこととされました（実特法 10 の 5⑦、実特令 6 の 6、実特規 16 の 6）。

(3) 特定取引を行った者が内国法人である特定法人の場合における法人番号確認書類の提示及び報告金融機関等による法人番号の確認手続に関する改正

- 既に新規届出書若しくは任意届出書の提出の際に新規届出書若しくは任意届出書の提出をした者の法人番号の確認が行われている場合（実特令 6 の 2①②）又は既に異動届出書の提出の際に新規届出書若しくは任意届出書の提出をした者の法人番号の確認が行われている場合には、法人番号の確認は不要とすることとされました（実特令 6 の 4①二括弧書・②二括弧書）。

4 報告金融機関等による報告事項の提供

(1) 報告対象外の者の範囲の追加

- 報告対象外の者の範囲に、次に掲げる者を加えることとされました（実特令 6 の 14①）。
 - イ 上場組合等に係る特定組合員等（実特令 6 の 14①一、実特規 16 の 12①）
 - ロ 上場法人又は上場組合等に係る特定組合員等との間に一定の支配関係に準ずる関係がある法人又は組合等に係る特定組合員等（実特令 6 の 14①一、実特規 16 の 12④～⑧）
 - ハ 事後的に少額の特定電子決済手段等取引に該当する特定取引のみを行った者（実特令 6 の 14①二）

(2) 報告事項の範囲の見直し

（報告事項の範囲の追加）

- 報告事項の範囲に、次に掲げる事項を加えることとされました（実特規 16 の 12⑩）。
 - イ 特定法人とその特定法人に係る実質的支配者との関係性に関する事項
 - ロ 特定取引に係る契約を締結している者と一定の報告金融機関等との関係性に関する事項
 - ハ 一定の要件を満たす新規届出書等が提出されているか否かに関する事項
 - ニ 報告対象契約が 2 以上の者と報告金融機関等との間で締結されているものであるか否かに関する事項（その報告対象契約が 2 以上の者と報告金融機関等との間で締結されているものである場合には、その報告金融機関等との間でその報告対象契約を締結している者の数を含みます。）
 - ホ 特定取引の種類に関する事項
 - ヘ 特定取引の「新規」又は「既存」の区分に関する事項

（少額の特定電子決済手段等取引に係る資産の額の報告事項の範囲からの除外）

- 少額の特定期電子決済手段等取引のみを行った者は、報告対象とすべき事項が特定電子決済手段等取引に関するもののみとなることから、報告対象外の者の範囲に加えることにより報告対象外としていますが、一の契約に特定電子決済手段等取引に係る契約及び他の特定取引に係る契約が含まれている場合には、他の特定取引に関する事項については報告対象とする必要があるため、少額の特定期電子決済手段等取引に関する事項を報告事項の範囲から除外することにより報告対象外とすることとされました（実特令 6 の 14①二）。

（非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度における報告事項との重複排除）

- 電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡等による収入金額のうち、非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度における報告事項の対象となるものについては、二重報告を防止する観点から、本制度における報告事項の範囲から除外することとされました（[Q41](#) 参照）。

Q 6 金融機関による金融口座情報の報告に関して、共通報告基準と FATCA で相違する点がありますか。
--

（答）

- [Q 1](#)に記載のとおり、共通報告基準は OECD が策定したもので、共通報告基準に基づく自動的情報交換を実施するためには、各国・地域の国内法においてその実施に必要な規定の整備が必要であり、我が国も実特法を改正することにより対応しています。一方、FATCA は米国の国内法に基づき行われるものであり、我が国において、その実施のために特段の国内法の改正による対応は行われていません。
- すなわち、共通報告基準については日本の国内法（実特法）、FATCA については米国の国内法に従い、金融機関は金融口座情報の報告を行うこととなります。この両者の相違点は様々ですが、例えば、共通報告基準上の報告対象金融口座は、非居住者・外国法人が保有する金融口座とされ、FATCA 上の報告対象金融口座は、米国人（米国市民・米国居住者・米国法人等）が保有する米国外金融口座とされています。

2 居住地国等の特定手続

(1) 新規特定取引を行う者による新規届出書の提出手続

Q 7 特定対象者の居住地国が報告対象国以外（例：日本）である場合、新規届出書を提出する必要がありますか。

(答)

- 特定対象者の居住地国が報告対象国であるか否かを問わず、該当する全ての記載事項（氏名、住所、居住地国、外国の納税者番号など）を記載した新規届出書を提出する必要があります（実特法 10 の 5 ①前段、実特規 16 の 2 ①）。

Q 8 国・地方公共団体が新規特定取引を行う場合、新規届出書を提出する必要がありますか。

(答)

- 新規届出書は、新規特定取引を行う者が誰であるかに関係なく、提出することが求められます（実特法 10 の 5 ①前段）。したがって、国・地方公共団体が新規特定取引を行う場合であっても、新規届出書を提出する必要があります。

Q 9 国・地方公共団体が差押債権の取立てを行う場合、新規届出書を提出する必要がありますか。

(答)

- 国・地方公共団体が、滞納税や滞納年金等の徴収に当たり、預金債権や保険受取請求権等を差し押さえてこれを取り立てる行為は、国税徴収法や厚生年金法等の規定に基づき執行を実現するものであって、「預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結」、「保険契約（共済に係る契約）の締結」、「保険契約又は共済に係る契約に基づく年金、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の受取」その他の特定取引のいずれにも該当しないことから、新規届出書を提出する必要はありません（実特法 10 の 5 ①前段、⑧三、実特令 6 の 8）。
- なお、債権回収会社等が、特定金銭債権等の回収に当たり、預金債権や保険受取請求権等を差し押さえてこれを取り立てる行為についても、民事執行法の規定に基づき執行を実現するものであって、特定取引のいずれにも該当しないことから、新規届出書を提出する必要はありません。

Q 10 報告金融機関等は、新規届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。

(答)

- 報告金融機関等の営業所等の長は、新規特定取引を行う者から特定取引を行う際に

提出又は提示を受けた（新規届出書以外の）他の書類により、当該新規届出書に記載された事項（氏名、住所、居住地国、外国の納税者番号など）の確認を行う必要があります（実特法 10 の 5 ①後段、実特規 16 の 2 ③）。

なお、外国の法令において、当該外国に住所を有する等の基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人等に該当（当該外国の税制上の居住者に該当）する場合、その居住地国は当該外国となることを踏まえると、記載事項のうち、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と居住地国は一致することが一般的です。住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と居住地国とが異なる場合には、その事情の詳細を、新規届出書に記載する必要があります（実特規 16 の 2 ①三）。

- 当該他の書類としては、例えば、犯罪収益移転防止法の規定により取引時確認の際に提示又は提出する本人確認書類（運転免許証や個人番号カード等）があります。
- なお、OECD ポータルサイトにおいて、[各国・地域の納税者番号制度](#)や[各国・地域の税制上の居住者の制度](#)などに関する情報が掲載されており、また、国税庁ホームページの「[CRS コーナー](#)」においても、当該 OECD ポータルサイトの情報を基に作成した「[各国・地域の納税者番号制度に関する情報](#)」を掲載しています。外国の納税者番号については、上記の新規届出書以外に提出又は提示を受けた他の書類による確認と併せて、可能な範囲で、これらの情報に基づく確認をお願いします。

Q11 新規特定取引を行う者による新規届出書の提出の免除に関する特例は、同一の報告金融機関等の異なる営業所等に新規届出書等を提出していた場合にも適用されますか。

（答）

- 同一の報告金融機関等の異なる営業所等に新規届出書等を提出していた場合にも、新規特定取引を行う者による新規届出書の提出の免除に関する特例の要件を充足する限り、当該特例の適用があります（実特令 6 の 2 ④）。
- 具体的には、新規届出書等を提出した者が新規届出書等を提出した後に当該新規届出書等に係る特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、新規届出書の提出を要しないこととされ、当該特定取引を行う者は、当該特定取引を行う際、当該新規届出書等のうち直近に提出されたものに居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなすこととされています（実特令 6 の 2 ④）。

イ 犯罪収益移転防止法第4条第3項の規定により、新規特定取引を行う際、同条第1項又は第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定による確認が行われないこと。

ロ 上記イに掲げるもののほか、新規特定取引を行う際、その他の法令の規定により既存特定取引を行った者に関する氏名、住所、居住地国の名称等を更新する手続が行われないこと。

Q12 報告金融機関等に対して「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、既に届出書（新規届出書など）を提出している場合でも、本制度において、新規届出書を提出する必要はありますか。

（答）

○ 「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」における暗号資産等取引に係る新規届出書（実特法10の9①）又は異動届出書（実特法10の9②）を提出した者が、これらの届出書（以下この質問において「提出済届出書」といいます。）を提出した後に、報告金融機関等（当該提出済届出書に係る暗号資産等取引をしている報告暗号資産交換業者等に該当するものに限ります。）との間でその営業所等を通じて特定取引を行う場合において、同制度における特定対象者の居住地国等一定の事項に異動を生じた場合（実特法10の9②）に該当しないときは、その者は、当該特定取引について、新規届出書を提出する必要はありません（実特令6の2⑤）。

○ なお、この場合において、当該特定取引を行う者は、当該特定取引を行う際、当該提出済届出書のうち直近に提出されたものに居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された新規届出書の提出をしたとみなされます。

(2) 報告金融機関等による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続

【個人既存特定取引】

Q13 個人既存低額/高額特定取引契約者につき、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す住所等所在地国情報のみがあった場合、当該報告対象国以外の国又は地域を特定する必要がありますか。

（答）

○ 報告金融機関等は、所定の特定手続を実施した結果、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す住所等所在地国情報のみがあった場合でも、当該住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります（実特法10の5②柱書本文、実特令6の3①～⑨）。

○ なお、住所等所在地国情報とは、次に掲げる示唆情報をいいます（実特令 6 の 3 ④五、実特規 16 の 3 ④⑤）。

イ 次に掲げる情報（以下この FAQ において「住所等所在地国情報(1)」といいます。）

- (イ) 居住地国を示す情報
- (ロ) 現在の住所又は居所
- (ハ) 電話番号（外国を登録地とするものに限り、かつ、他に我が国を登録地とするものがない場合に限ります。）
- (ニ) 自動送金指図（特定取引（実特令第 6 条の 8 第 1 号イからニまでに掲げるものを除きます。）に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金をするための指図をいいます。）
- (ホ) 代理権を有する者の住所又は居所

ロ 次に定める場所の情報（以下この FAQ において「住所等所在地国情報(2)」といいます。）

- (イ) 報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 3 項に規定する信書便物を含みます。（ロ）において同じです。）を受け取る場所としてその者（その代理人を含みます。）により指定されている郵便局（簡易郵便局法第 2 条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所をいい、簡易郵便局（同法第 7 条第 1 項に規定する施設をいいます。）及び民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者の事業所又は営業所を含みます。（イ）において同じです。）又は外国における郵便局に相当するものの所在地
- (ロ) 報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の住所又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所（上記（イ）に掲げる情報を除きます。）

（注） 報告金融機関等による特定手続の結果、住所等所在地国情報(1)があった場合には、当該情報により住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を行う必要があります。ただし、住所等所在地国情報(2)のみがあった場合は、更に所定の手続が必要です。（[Q38](#)（不記録口座）参照）

Q14 個人既存低額/高額特定取引契約者につき、複数の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す住所等所在地国情報があった場合、当該複数の国又は地域を全て特定する必要がありますか。

（答）

○ 報告金融機関等は、所定の特定手続を実施した結果、複数の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す住所等所在地国情報があった場合、当該複数の住所等所在地国と認められる国又は地域を全て特定する必要があります（実特法 10 の 5 ②柱書本文、

実特令 6 の 3 ①～⑨)。

Q15 個人既存低額/高額特定取引契約者につき、特定取引データベース検索等を行った結果、その者に係るいずれの住所等所在地国情報もなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合、更に何らかの手続を行う必要がありますか。

(答)

- 報告金融機関等が特定取引データベース検索等（個人既存低額特定取引契約者の場合には、特定取引データベースの検索をいい、個人既存高額特定取引契約者の場合には、特定取引データベースの検索、特定取引契約関係書類の確認及び特定業務担当者（[Q16](#) 参照）からの聴取をいいます。）を行った結果、その者に係るいずれの住所等所在地国情報もなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合には、それ以上の特定手続を行う必要はありません（実特法 10 の 5 ②柱書本文、実特令 6 の 3 ①～⑨）。
- しかしながら、報告金融機関等がその保存している記録に追加されるその者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を取得した際等には、改めて当該新情報に基づいて再特定手続を実施する必要があります（実特法 10 の 5 ⑦柱書・三、実特令 6 の 6 ④⑤⑦⑧⑩三）。
- また、その者から任意届出書が提出された場合には、当該任意届出書の記載に基づいて居住地国を特定する必要があります（実特法 10 の 5 ③、実特規 16 の 4 ①～③）。

Q16 個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する場合、特定業務担当者からの聴取を行うこととされています。この特定業務担当者について教えてください。

(答)

- 「特定業務担当者」とは、報告金融機関等の役員、職員その他の従業者のうち、当該報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の需要に応じて、その者に対して継続的に特定取引に関する助言又は金融商品若しくは金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、若しくは勧誘する行為に関する業務を担当する者をいいます（実特令 6 の 3 ⑦、実特規 16 の 3 ④）。
- したがって、例えば、職員がその者に対して継続的に金融サービスに関し勧誘する行為を担当していれば、特定業務担当者に該当します。

**Q17 個人既存低額特定取引契約者について、個人既存高額特定取引契約者に係る特定
手続を適用した場合、特定期限も変更されるのでしょうか。**

(答)

- 報告金融機関等は、個人既存低額特定取引契約者につき住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する場合には、個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続（特定取引データベースの検索又は居住地住所テストによる特定手続）に代えて、個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続（特定取引データベースの検索、特定取引契約関係書類の確認及び特定業務担当者からの聴取による特定手続）を適用することができることとされています（実特法 10 の 5 ②柱書本文、実特令 6 の 3 ⑩）。
- これは、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続の変更を認める特例であり、特定期限を変更するものではありません。したがって、特定期限は、個人既存低額特定取引契約者に係るもの、すなわち令和 9 年 12 月 31 日までということになります（実特法 10 の 5 ②柱書本文、⑪）。

Q18 居住地住所テストは、証拠書類の取得年月日をシステムや帳簿上で管理していない限り、採用することはできないのでしょうか。

(答)

- 報告金融機関等において、証拠書類（注 1）の取得年月日をシステムや帳簿上で管理していない場合には、以下の規定を遵守することができないため、居住地住所テスト（注 2）は利用できません。
- イ 居住地住所テストにより個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした当該報告金融機関等は、当該報告金融機関等の保存する当該特定に係る証拠書類のうち一定のものにつき一定の期間が経過した場合、任意届出書の提出を受けた場合を除き、その経過の日の属する年の 12 月 31 日又はその経過の日から 3 月を経過する日のいずれか遅い日までに、当該個人既存低額特定取引契約者に対し、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示をするよう求める必要があります（実特法 10 の 5 ⑦柱書・三、実特令 6 の 6 ①⑱一、実特規 16 の 6 ③）。
- ロ 当該任意届出書の提出及び当該居住地国確認書類の提示がなかったとき（当該個人既存低額特定取引契約者が新規届出書提出義務懈怠者に該当する場合にあっては、当該報告金融機関等の保存する当該特定に係る証拠書類のうち一定のものにつき一定の期間が経過したとき又はその保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報を取得したとき）は、当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、特定取

引データベースによる特定手続に準じて当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります（実特令 6 の 6 ③）。

（注 1）「証拠書類」とは、個人既存低額特定取引契約者の住所又は居所を証する書類として次に掲げる書類（直近のものに限り、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含まず。）をいいます（実特令 6 の 3 ⑥、実特規 16 の 3 ③）。

（イ） 犯罪収益移転防止法施行規則第 7 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号（同条第 1 号に準ずるものに限ります。）に定める書類（その写しを含みます。）であって、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行った確認を記録した書類であって、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（同条第 1 号ハに掲げる書類（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証及び健康保険日雇特例被保険者手帳に限ります。以下この質問において「資格確認書等」といいます。）及び同条第 4 号に定める書類で資格確認書等に準ずるもの又はこれらに基づき行った確認を記録した書類にあつては、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から 5 年を経過していないものに限ります。）

（ロ） 上記（イ）に掲げる書類がない場合には、個人既存低額特定取引契約者（平成 15 年 1 月 6 日前に特定取引を行った者に限ります。）から取得した書類（その写しを含みます。）であって、記載されている住所若しくは居所が報告金融機関等において記録されている現在の住所若しくは居所と同一であるもの又は当該書類に基づき行った確認を記録した書類であって、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（当該報告金融機関等が当該個人既存低額特定取引契約者に関し、その者の現在の住所又は居所が所在する国又は地域と異なる国又は地域に租税に関する法令の規定による報告を行っている場合を除きます。）

2 「居住地住所テスト」とは、報告金融機関等が、その保存している記録に個人既存低額特定取引契約者の現在の住所又は居所の記録（個人既存低額特定取引契約者の証拠書類に基づくものに限ります。）がある場合に、特定取引データベースの検索による特定手続に代えて、当該現在の住所又は居所の所在する国又は地域のみを当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域として

特定する手続をいいます（実特令 6 の 3 ⑥）。

- なお、居住地住所テストを利用しない場合には、データベース検索等を行う必要があります（実特令 6 の 3 ①～⑤）。

【法人既存特定取引】

Q19 法人既存特定取引契約者につき、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す本店所在地国情報のみがあった場合、当該報告対象国以外の国又は地域を特定する必要がありますか。

（答）

- [Q13](#) の場合と同様に、報告金融機関等は、所定の特定手続を実施した結果、住所等所在地国と認められる国又は地域が報告対象国以外であることを示す本店所在地国情報のみがあった場合でも、当該住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります（実特法 10 の 5 ②柱書本文、実特令 6 の 3 ⑩～⑭）。

Q20 法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録による確認を行った結果、その者に係る本店所在地国情報がなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合、更に何らかの手続を行う必要がありますか。

（答）

- その保存している記録による確認を行った結果、その者に係る本店所在地国情報がなく、住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合には、[Q15](#) と同様に、それ以上の特定手続を行う必要はありません（実特法 10 の 5 ②柱書本文、実特令 6 の 3 ⑩）。
- しかしながら、報告金融機関等がその保存している記録に追加されるその者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を取得した際には、改めて当該新情報に基づいて再特定手続を実施する必要があります（実特法 10 の 5 ⑦柱書・三、実特令 6 の 6 ①⑩）。
- また、その者から任意届出書が提出された場合には、当該任意届出書の記載に基づいて居住地国を特定する必要があります（実特法 10 の 5 ③、実特規 16 の 4 ①～③）。

Q21 国・地方公共団体について、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続を実施する必要がありますか。

（答）

- 報告金融機関等は、国・地方公共団体が法人既存特定取引契約者に該当する場合には、

当該国・地方公共団体についても、所定の特定手続を実施し、その結果得られた住所等所在地国情報に基づき、住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります（実特法 10 の 5 ②柱書本文、実特令 6 の 3 ⑩、⑭七）。

Q22 法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が 2,500 万円以下である場合に、任意にその者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定し、報告することはできますか。

（答）

- 報告金融機関等は、令和 7 年 12 月 31 日（又は報告金融機関等に該当することとなった日（[Q54・55](#) 参照））における法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が 2,500 万円以下である場合には、令和 8 年 1 月 1 日（又は報告金融機関等に該当することとなった日の翌日）以後の年の 12 月 31 日における当該特定取引契約資産額が 2,500 万円を超えることとなるまでの間は、当該法人既存特定取引契約者及びその実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しないこととされています（実特法 10 の 5 ②柱書本文、⑪、実特令 6 の 3 ⑮、6 の 12）。
- このように住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない場合には、それを任意に特定し報告することは認められません。
- なお、令和 8 年 1 月 1 日（又は報告金融機関等に該当することとなった日の翌日）以後の年の 12 月 31 日において当該特定取引に係る特定取引契約資産額が 2,500 万円を超えることとなった場合には、その超えることとなった日の属する年の翌年の 12 月 31 日までに、法人既存特定取引契約者に係る所定の特定手続を実施する必要があります（実特法 10 の 5 ②柱書本文、⑪、実特令 6 の 3 ⑫二・⑬二、6 の 12）。

【任意届出書の提出手続】

Q23 報告金融機関等は、任意届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。

（答）

- 報告金融機関等の営業所等の長は、既存特定取引を行った者から任意届出書の提出を受けたときは、その際に提示を受けた居住地国確認書類（注）により、当該任意届出書に記載されている事項を確認する必要があります（実特法 10 の 5 ③後段、実特規 16 の 4 ③）。

（注） 「居住地国確認書類」とは、次に掲げるもの（特定法人に係る実質的支配者を除きます。）の区分に応じそれぞれ次に定める書類（その者の氏名又は名称及び住所又は

本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限りま。

イ 個人 当該個人の次に掲げる書類のいずれか

(イ) 住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。）、戸籍の附票の写し又は印鑑証明書（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたものに限りま。）

(ロ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの（※）

（※） 住民基本台帳カードがその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、当該住民基本台帳カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものも該当しま（平成28年改正実特規附則②）。

(ハ) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証又は健康保険日雇特例被保険者手帳（※）

（※） 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省令第6号）の施行の際現に交付されている国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（以下この質問において「被保険者証等」といいます。）については、その効力を有するとされた間（その期間の末日が令和6年12月2日から起算して1年を経過する日の翌日以後であるときは、令和6年12月2日から起算して1年間）などその被保険者証等に係る各法令において定められた期間は、当該旧被保険者証等も該当しま（令和6年11月改正措規附則6③～⑨）。

(ニ) 児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいいます。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳（※）

（※） 国民年金手帳が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和3年厚生労働省令第115号）附則第6条第1項の規定により同項に規定する書類とみなされる間は、当該国民年金手帳も該当しま。（令和4年改正実特規附則②）。

(ホ) 道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものに限りま。）又は同法第105条第1項に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則別記様式第19の3の9の様式によるものに限りま。）

(ヘ) 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第74

条第2項に規定する社会保険料をいいます。)の領収証書(領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内のものに限ります。)

(ト) 旅券(出入国管理及び難民認定法第2条第5号に規定する旅券をいいます。)で報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの

(フ) 出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの

(リ) 上記(イ)から(フ)までに掲げる書類のほか、官公署(日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関を含みます。ロからへまでにおいて同じです。)から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限ります。)

ロ 法人 当該法人の次に掲げる書類のいずれか

(イ) 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類)若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に交付又は送付を受けたものに限ります。)

(ロ) 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料(所得税法第74条第2項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいいます。)の領収証書(領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内のものに限ります。)

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限ります。)

ハ 人格のない社団等 当該人格のない社団等の次に掲げる書類のいずれか

(イ) 当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約(名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるものに限ります。)の写しで、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるもの

(ロ) 上記ロ(ロ)に掲げる書類

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限ります。)

ニ 組合契約によって成立する組合 当該組合の次に掲げる書類のいずれか

(イ) 当該組合の組合契約書の写しで、その代表者その他これに準ずるものの当該組合のものである旨を証する事項の記載のあるもの

(ロ) 上記(イ)に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限ります。)

ホ 上記ニに掲げる組合に準ずる事業体 当該事業体の上記ニ(イ)又は(ロ)に掲げる書類に準ずるもののいずれか

ヘ 信託 当該信託の次に掲げる書類のいずれか(※)

(イ) 当該信託に係る信託契約書の写しで、その受託者の当該信託のものである旨を証する事項の記載のあるもの

(ロ) 上記(イ)に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限ります。)

(※) 当該信託が外国の法令において一定の基準により所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている信託以外の信託である場合には、上記(イ)及び上記(ロ)に掲げる書類のいずれかに加え、イからハまでに掲げる当該信託の受託者の区分に応じて、イからハまでに定める書類

○ また、OECD ポータルサイトにおいて、[各国・地域の納税者番号制度](#)や[各国・地域の税制上の居住者の制度](#)などに関する情報が掲載されており、また、国税庁ホームページの「[CRS コーナー](#)」においても、当該 OECD ポータルサイトの情報を基に作成した「[各国・地域の納税者番号制度に関する情報](#)」を掲載しています。外国の納税者番号については、上記の任意届出書以外に提出又は提示を受けた他の書類による確認と併せて、可能な範囲で、これらの情報に基づく確認をお願いします。

Q24 平成 29 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に行われた特定取引は、新規届出書の提出を要する取引であっても、既存特定取引に関する特定手続の対象となり、報告金融機関等は住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続を行う必要がありますか。

(答)

○ 報告金融機関等は、令和 7 年 12 月 31 日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引（特定取引につき新規届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除きます。）を行った者で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものにつき、一定の期日までに、所定の特定手続を実施した上、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならないこととされています（実特法 10 の 5②一、実特令 6 の 3、6 の 12）（[Q 4 1\(2\)](#)参照）。

○ したがって、平成 29 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に行われた特定取引で、新規届出書の提出を要する取引については、既存特定取引に関する特定手続の対象から除かれることとされているため、報告金融機関等は住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続を行う必要はありません（注）。

（注） 「新規特定取引を行う者のうち既存特定取引に係る契約を締結している者の新規届出書の提出免除に関する特例（実特令 6 の 2③）」（[Q43](#) 参照）の適用を受ける場合はこの限りではありません。

○ なお、平成 29 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に令和 6 年度税制改正により新たに追加された特定取引（[Q 5](#) 参照）を行った者については、新規届出書の提出義務は生じない（[Q 4 1\(1\)](#)参照）一方で、かかる新たに追加された特定取引は、既存特定取引に関する特定手続の対象となり、報告金融機関等は、同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものにつき、一定の期日までに、所定の特定手続を実施した上、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります。

3 居住地国等の再特定手続

(1) 新規届出書等を提出した者による異動届出書の提出手続

Q25 異動届出書は、どのような場合に提出する必要がありますか。また、いつまでに提出する必要がありますか。

(答)

- 新規届出書又は任意届出書を提出した者は、これらの届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国等一定の事項（注1）について異動を生じた場合には、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国等一定の事項（注2）を記載した異動届出書を、その異動が生じた日（注3）から3月を経過する日（注4）までに、これらの届出書を提出した報告金融機関等の営業所等の長に提出する必要があります（実特法10の5④前段）。また、当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とすることとされています（実特法10の5④後段）。

（注）1 上記の新規届出書又は任意届出書に記載された事項のうちの一定の事項とは、次に掲げるものをいいます（実特規16の5①）。

イ 特定取引を行う者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるものとされます。）の居住地国の異動に関する事項

（イ） 特定取引を行う者が特定組員等（信託の受託者にあつては、当該信託が外国の法令において一定の基準により所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている信託以外の信託の受託者に限ります。以下この質問において「特定信託受託者」といいます。）である場合 当該特定信託受託者

（ロ） 特定取引を行う者（当該特定取引を行う者が特定組員等以外の者である場合には法人に限るものとされ、当該特定取引を行う者が特定組員等である場合には当該特定組員等に係る組合等とされます。）が遺産法人等である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

ロ 特定法人該当性に係る事項

ハ 特定法人（※1）に係る実質的支配者該当性に関する事項（※2）

ニ 特定法人（※1）に係る実質的支配者の居住地国の異動に関する事項

ホ 報告対象外となる者（※3）該当性に関する事項

（※）1 次に掲げる場合における特定法人に限ります。

- （1） 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った際に犯罪収益移転防止法第4条第1項又は第2項（取引時確認等）の規定により特定法人に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第1項第4号に掲げる事項の確認を行っていた場合

- (2) 報告金融機関等が犯罪収益移転防止法施行規則第 20 条第 1 項第 25 号《確認記録の記録事項》に掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合において、同条第 3 項の規定により、当該変更若しくは追加に係る内容を確認記録（犯罪収益移転防止法第 6 条第 1 項《確認記録の作成義務等》に規定する確認記録をいいます。B において同じです。）に付記し、又は確認記録に付記することに代えて、当該変更若しくは追加に係る内容の記録を別途作成したとき
- 2 上記特定法人に係る実質的支配者の追加・変更・削除を含みます。
- 3 実特令第 6 条の 14 第 1 項第 1 号に掲げる者に限ります。
- 2 上記の異動届出書に記載すべき一定の事項とは、①上記の異動を生じた後の新規届出書の記載事項（特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国、居住地国（外国に限ります。）において有する納税者番号など）及び②異動届出書を提出する者が上記の異動を生じた場合に該当することとなる前に提出した新規届出書等に記載した事項（その異動を生じたものに限ります。）とされています（実特規 16 の 5 ②）。
- 3 その異動を生じた事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合にあっては、その異動を生じたことを知った日となります（実特法 10 の 5 ④）。
- 4 異動届出書を提出する者が法人又は特定組合員等である場合には、その異動を生じた日の属する年の 12 月 31 日又はその異動を生じた日から 3 月を経過する日のいずれか遅い日となります（実特令 6 の 4 ③）。

Q26 報告金融機関等は、異動届出書の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。

(答)

- 新規届出書の記載事項の確認の場合（[Q10](#) 参照）と同様に、報告金融機関等の営業所等の長は、新規届出書等の提出を行った者から提出又は提示を受けた（異動届出書以外の）他の書類により、当該異動届出書に記載された事項を確認する必要があります（実特法 10 の 5 ⑤、実特規 16 の 5 ③）。

Q27 相続により報告対象契約に係る契約者の変更が発生した場合、報告金融機関等及び相続人は何らかの手続を行う必要がありますか。

(答)

- 特定取引に係る契約につき契約者の変更により新たに契約を締結する相続人は、新規特定取引を行う者として新規届出書を提出する必要があります（実特令 6 の 13 前段）。
- この場合に、報告金融機関等は、当該特定取引に係る報告対象契約を締結していた被

相続人につき、当該報告対象契約を終了したものとして、当該報告対象契約の終了の事実その他の所定の報告事項を当該報告対象契約が終了した日の属する年の翌年4月30日までに、所轄税務署長に提供する必要があります（実特法10の6③、実特令6の13後段、6の14④、実特規16の12⑪）。

(2) 報告金融機関等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続

Q28 報告金融機関等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続について教えてください。

(答)

- [Q4](#)に記載のとおり、報告金融機関等は、新情報を取得した場合には、所定の期限までに、特定対象者につき再特定手続を実施しなければならないこととされています（実特法10の5⑥前段、実特令6の5、実特規16の5の2）（注）。

（注） 新情報の種類等に応じ、当該新規届出書等を提出した者に対して、以下のいずれかの手続を実施しなければならないこととされています。

イ 異動届出書の提出の要求

ロ 上記イの異動届出書の提出の要求及び当該新情報に基づく当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定

- 上記の再特定手続に係る異動届出書の提出の要求又は新情報に基づく特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定の時から当該異動届出書の提出までの間に特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の起因となったものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様に、上記の再特定手続を実施することとされています（実特法10の5⑥後段）。

- なお、再特定手続は、特定対象者のステイタスや新情報の種類等に応じ多岐にわたっているため、国税庁ホームページの「[CRS コーナー](#)」掲載の「[非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換のための報告制度の概要（令和8年1月1日以降用）](#)」において、それぞれの場合に応じた手続について、図を用いて説明しております。併せてご覧ください。

また、当該再特定手続についてより詳しくお知りになりたい場合には、令和2年度税制改正の解説「[国際課税関係の改正](#)」の令和4年1月1日施行分の改正の内容をご確認ください。

- (3) 報告金融機関等による既存特定取引（既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を除きます。）に関する再特定手続

Q29 報告金融機関等が行う既存特定取引（既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を除きます。）に関する住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続について教えてください。

(答)

- [Q4](#)に記載のとおり、報告金融機関等は、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が既存特定取引に関する特定手続により特定した国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合等一定の場合には、任意届出書の提出を受けた場合を除き、所定の期限までに、特定対象者につき再特定手続を実施しなければならないこととされています（実特法 10 の 5 ⑦、実特令 6 の 6、実特規 16 の 6）（注）。

（注） 特定対象者のステイタスや新情報の種類等に応じ、当該既存特定取引を行った者に対して、以下のいずれかの手続を実施しなければならないこととされています。

イ 任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求

ロ 新情報に基づく当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定

ハ 上記イ及びロ

- 上記の再特定手続に係る任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求又は新情報に基づく特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定の時から当該任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示までの間に、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の起因となったものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様に、上記の再特定手続を実施することとされています（実特法 10 の 5 ⑦）。

- なお、再特定手続は、特定対象者のステイタスや新情報の種類等に応じ多岐にわたっているため、国税庁ホームページの「[CRS コーナー](#)」掲載の「[非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換のための報告制度の概要（令和 8 年 1 月 1 日以降用）](#)」において、それぞれの場合に応じた手続について、図を用いて説明しております。併せてご覧ください。

また、当該再特定手続についてより詳しくお知りになりたい場合には、令和 2 年度税制改正の解説「[国際課税関係の改正](#)」の令和 4 年 1 月 1 日施行分の改正の内容をご確認ください。

4 居住地国等の特定手続及び再特定手続に共通するもの

Q30 特定対象者の生年月日及び納税者番号等を保有していない場合の報告金融機関等による情報取得努力義務について教えてください。

(答)

- 報告金融機関等は、我が国以外の国又は地域を特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域として特定をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日及び外国納税者番号等（注1）がないときは、当該特定をした日（注2）を起算日として、当該起算日から2年を経過する日又は当該特定対象者に係る特定取引に係る契約が終了する日のいずれか遅い日までの間、少なくとも年1回等所定の頻度で、当該特定対象者に係る特定取引を行った者に対し、電話等により、これらの情報を取得するための措置をとる必要があります（実特令6の3㉔、6の5⑥、6の6⑩、実特規16の3⑩⑪、16の5の2③、16の6①）。

（注）1 「外国納税者番号等」とは、①特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された我が国以外の国若しくは地域において当該特定対象者が有する納税者番号又は②内国法人である特定法人で、その実質的支配者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域が外国であるものが有する法人番号をいいます（実特規16の3⑩）。

2 当該特定をした日において当該特定をした国又は地域が報告対象国（[Q37](#) 参照）に該当しない場合にあつては、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなった日となります（実特令6の3㉔）。

- また、共通報告基準の改訂に伴い、令和6年度税制改正により、犯罪収益移転防止法における特定事業者による本人特定事項等の更新又は追加の機会をとらえて、特定対象者の生年月日及び外国納税者番号等を取得するために必要な措置をとることとされ、具体的には、報告金融機関等は、上記の措置に加え、上記の起算日以後に、特定対象者の本人特定事項等（犯罪収益移転防止法施行規則20①二十一～二十五、二十七～三十）に変更又は追加があることを知った場合（犯罪収益移転防止法施行規則第20条第3項の規定により、その変更若しくは追加に係る内容を確認記録（犯罪収益移転防止法6①）に付記する場合、又は確認記録に付記することに代えてその変更若しくは追加に係る内容の記録を別途作成する場合に限ります。）において、その付記し、又はその作成のために、電話等によりその特定対象者に係る特定取引を行った者に連絡をするときは、その特定対象者に係る特定取引を行った者に対し、電話等により、その特定対象者の生年月日及び外国納税者番号等を取得するための措置をとる必要があります（実特令6の3㉔、6の5⑥、6の6⑩、実特規16の3⑩⑪、16の5の2③、16の6①）。

- なお、上記の情報取得措置を実施の上、特定対象者が納税者番号を取得しているもの

の、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告金融機関等に当該納税者番号を提供できない場合には、生年月日のみを取得することで足ります。

Q31-1 既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額について教えてください。

(答)

- 報告金融機関等は、次に掲げる方法の区分に応じ、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引に係る契約を締結している個人既存特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者（以下この質問、[Q31-2](#) 及び [Q33](#) において「既存特定取引契約者」といいます。）に係るそれぞれ次に定める契約（法人既存特定取引契約者にあつては、下記イに限ります。以下この質問、[Q31-2](#) 及び [Q33](#) において「合算対象特定取引契約」といいます。）があるかどうかを確認しなければならず、この場合において、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認されたときは、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額(注)の合計額とされています(実特令 6 の 3 ⑬、6 の 6 ⑯、実特規 16 の 3 ⑨)。

イ 当該報告金融機関等の保有する特定取引データベースを検索する方法

- (イ) 当該報告金融機関等との間で締結している他の特定取引に係る契約
- (ロ) 当該報告金融機関等（法人に限ります。[Q31-2](#) において同じです。）に係る関連事業体との間で締結している特定取引に係る契約

ロ 当該報告金融機関等の特定業務担当者から聴取する方法

- (イ) 当該報告金融機関等との間で締結している他の特定取引に係る契約
- (ロ) 当該個人既存特定取引契約者がその法人の実質的支配者に該当する場合における当該法人が当該報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約

(注) 2 以上の者が 1 以上の他の者との間で締結している特定取引に係る契約は、既存特定取引契約者が締結している特定取引に係る契約及び既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約に含まれます（実特規 16 の 3 ⑧）。

また、特定取引に係る契約が 2 以上の者と報告金融機関等との間でその営業所等を通じて締結されている場合には、当該特定取引に係る契約に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約に係る資産の価額となります(実特規 16 の 3 ⑬)。

- なお、既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額の合算に係る規定（実特令 6 の 3 ⑬）は、個人既存低額/高額特定取引契約者及び法人既存特定取引契約者につき閾値判定を行うために定められているものです。

- したがって、既存特定取引に係る契約を締結している者の閾値判定においては、その年の 12 月 31 日における特定取引に係る契約及び合算対象特定取引契約に係る特定取

引契約資産額（注）を合算することになります。

（注） 新規特定取引を行う者による新規届出書の免除に関する特例（[Q11](#) 参照）によりその年の 12 月 31 日に行われた特定取引とみなされた新規特定取引に係る特定取引契約資産額を含みます。

Q31-2 [Q31-1 イ\(ロ\)](#)の関連事業体との間で締結している他の特定取引について、どのような場合に特定取引契約資産額を合算すればよいですか。

（答）

○ まず、関連事業体とは、報告金融機関等と他の法人との間に次に掲げる一定の支配関係がある場合における当該他の法人（報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で外国金融機関等（報告金融機関等で、外国の法令に準拠して設立された法人をいいます。）以外のもののうち報告金融機関等に類するものに限ります。）のことをいいます。

イ いずれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係

ロ 同一の者が当該報告金融機関等及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係

○ 上記イ・ロの直接又は間接に支配する関係とは、一方の法人と他方の法人との間に当該他方の法人が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいいます（実特令 6 の 3 ⑱）。

イ 当該一方の法人が法人を支配している場合における当該法人（注）

ロ 上記イに掲げる法人又は当該一方の法人及び上記イに掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

ハ 上記ロに掲げる法人又は当該一方の法人及び上記イ及びロに掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

（注） なお、法人税法施行令第 4 条第 3 項の規定は、上記イに規定する法人を支配している場合及び上記ロ又はハに規定する他の法人を支配している場合について準用されます（実特令 6 の 3 ㉔）。

すなわち、法人を支配している場合とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいいます。

(イ) 他の法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合

(ロ) 他の法人の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数（当該議決権行使することができない株主等有する当該議決権の数を除きます。）の 50%を超える数を有する場合

A 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権

- B 役員の選任及び解任に関する決議に係る議決権
 - C 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
 - D 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権
- (ハ) 他の法人の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の法人が業務を執行する社員を定めた場合にあっては、業務を執行する社員）に限り
ます。）の総数の半数を超える数を占める場合

- [Q31-1](#)にも記載しましたとおり、当該報告金融機関等は、その保有する特定取引データベースを検索する方法により、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引に係る契約を締結している法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等に係る関連事業体との間で締結している合算対象特定取引契約があるかどうか確認をしなければならず、この場合において、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認されたときは、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額の合計額となります（実特令6の3⑱柱書、一口）。

Q32 外貨で表示されている特定取引契約資産額はどのような方法で邦貨に換算すればよいですか。

(答)

- 原則として、特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等が公表している対顧客直物電信買相場（TTB）又はこれに準ずる相場によることとなります。ただし、報告金融機関等が同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、それによることができます。
- したがって、特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等以外の金融機関が公表している対顧客直物電信買相場（TTB）又はこれに準ずる相場であっても、報告金融機関等がそれを継続して使用している場合には、それによることができます。
- なお、「これに準ずる相場」とは、対顧客直物電信買相場（TTB）と同様に顧客から外貨を買うときの邦貨建ての為替相場として公表される指標性のある為替相手を指します。

Q33 現在のシステムでの対応が困難な場合、既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約がある場合の特定取引契約資産額の合算を行うためにシステム開発を行う必要はありますか。

(答)

- 電算化された情報システムにおいて互いに関連付けられていない場合には、当該情報システム間での特定取引契約資産額の合算を行う必要はないため、システム開発を行う必要はありません。

Q34 一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例は、個人・法人を問わず適用されますか。

(答)

- 一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例（いわゆる休眠口座に関する特例）は、個人・法人を問わず適用されます。
- なお、報告金融機関等は、次に掲げる要件の全てを満たす特定取引（保険契約等に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限ります。）の支払を除きます。以下この質問において「対象特定取引」といいます。）に係る契約については、令和8年1月1日（又は報告金融機関等に該当することとなった日（[Q54・55](#)参照）の翌日）以後に当該対象特定取引を行った者が当該報告金融機関等との間でイの取引又はロの通信を行うまでの間は、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しないこととされています（実特令6の3⑩、6の12②）。
 - イ 令和8年1月1日（又は報告金融機関等に該当することとなった日の翌日）前3年以内に当該対象特定取引を行った者との間で当該対象特定取引に係る払出し、譲渡その他の取引がないこと。
 - ロ 令和8年1月1日（又は報告金融機関等に該当することとなった日の翌日）前6年以内に当該対象特定取引を行った者との間で電話その他の方法による当該対象特定取引を行った者からの通信がないこと。
 - ハ 令和7年12月31日（又は報告金融機関等に該当することとなった日）における当該対象特定取引に係る特定取引契約資産額が10万円以下であること。
- また、上記イからハまでに掲げる要件の全てを満たす対象特定取引に係る契約に該当するものが令和8年1月1日（又は報告金融機関等に該当することとなった日の翌日）以後に上記イの取引又は上記ロの通信を行った場合には、その行った日から2年を経過する日（その行った日における当該対象特定取引に係る特定取引契約資産額が1億円を超える場合は、同日から1年を経過する日）までに、その者が個人既存低額/高額特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者であるかに応じて各々所定の特定手続

を実施しなければならないこととされています（実特法 10 の 5 ②柱書本文、⑪、実特令 6 の 3 ②三、6 の 12②）。

Q35 一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例の適用がある場合、任意に住所等所在地国と認められる国又は地域を特定し、報告することはできますか。

（答）

- いわゆる休眠口座に関する特例（[Q34](#) 参照）により、報告金融機関等が特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定することを要しない場合には、それを任意に特定し報告することは認められません。

5 報告金融機関等の報告事項の提供

Q36 報告対象契約以外の契約について、任意に報告事項を提供することはできますか。

(答)

- 報告金融機関等が報告対象契約以外の契約に関して任意に報告事項を報告することは認められません。報告金融機関等は、特定取引を行った者が締結している契約のうち、報告対象契約についてのみ報告事項の提供を行う必要があります。

Q37 報告対象契約及び報告対象国について教えてください。

(答)

- 「報告対象契約」とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいい、報告金融機関等は、報告対象契約ごとに報告事項の提供を行う必要があります（実特法 10 の 6 ①②、実特令 6 の 14③）。
 - イ 特定居住地国（注）が報告対象国である者（特定居住地国が報告対象国である組合契約によって成立する組合、当該組合に準ずる事業体又は信託に係る特定組合員等を含みます。）が締結している契約
 - ロ 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、その実質的支配者の特定居住地国が報告対象国であるものが締結している契約
 - ハ 報告金融機関等が新規届出書の提出又は任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をした場合において、当該新規届出書の提出又は当該任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示がなかったときにおける個人既存低額/高額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約（「不記録口座」）（[Q38](#) 参照）

（注） 新規届出書等に特定対象者の居住地国として記載された国若しくは地域又は特定手続により特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいいます（実特法 10 の 6 ①）。

- 「報告対象国」とは、我が国が非居住者に係る金融口座情報を提供する国又は地域であり、令和 6 年 12 月 27 日現在、108 か国・地域が該当します（実特規 16 の 12⑦、別表、所得相互免除規 21②）。具体的な国又は地域については、国税庁ホームページの「[「報告対象国」一覧表](#)」をご確認ください。

Q38 不記録口座として報告が必要な報告対象契約とはどのような契約でしょうか。

(答)

- 報告金融機関等が不記録口座として報告することが必要な報告対象契約は、次に掲げる場合における個人既存低額/高額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約をいいます（実特令 6 の 14③）。
 - イ 特定取引データベース検索等（個人既存低額特定取引契約者の場合には、特定取引

データベースの検索及び特定取引契約関係書類の確認をいい、個人既存高額特定取引契約者の場合には、特定取引データベースの検索、特定取引契約関係書類の確認及び特定業務担当者（[Q16](#) 参照）からの聴取をいいます。）を行ったところ、住所等所在地国情報(1)がなく、住所等所在地国情報(2)のみがあったため、新規届出書の提出又は任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を求めたが、それらの書類の提出及び提示がなかった場合（実特令 6 の 3 ③⑤⑨）

ロ 特定取引データベース検索等（個人既存低額特定取引契約者の場合には、特定取引データベースの検索をいい、個人既存高額特定取引契約者の場合には、特定取引データベースの検索、特定取引契約関係書類の確認及び特定業務担当者（[Q16](#) 参照）からの聴取をいいます。）により住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかったものの、その保存している記録に追加される住所等所在地国情報(2)を取得したため、特定取引契約関係書類の確認を行ったが、住所等所在地国情報(1)がなく、住所等所在地国情報(2)のみがあったことから、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を求めたが、それらの書類の提出及び提示がなかった場合（実特令 6 の 6 ⑤⑧）

○ なお、不記録口座として報告することが必要な報告対象契約が生じる場合は、上記イ及びロの特定手続に係る場合に限られ、それら以外の場合については、当該不記録口座として報告することが必要な報告対象契約が生じることはないことにご留意ください。

○ また、「様方」住所は一律に住所等所在地国情報(2)に該当するものと判断し、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を求め、それらの書類の提出及び提示がなかった場合には不記録口座として報告するケースが見られますが、「様方」住所であっても、犯罪収益移転防止法上の本人確認で定める住所であるなど、実際に居住する住所の場合は、住所等所在地国情報(1)に該当するため、不記録口座として報告することが必要な報告対象契約に該当しないことにご留意ください。

Q39 特定手続を完了した旨や報告すべき取引がない旨を報告する必要がありますか。

（答）

○ 特定手続を完了した旨や報告対象契約が存在しない旨を報告する必要はありません。

Q40 報告対象契約に係る報告事項の提供を行った場合、当該報告対象契約が終了するまでは、毎年報告を行う必要がありますか。

（答）

○ 報告対象契約に係る特定対象者の報告事項の提供を行った場合には、当該報告対象契約が終了するまで、毎年報告事項の提供を行う必要があります。

- なお、報告金融機関等は、その年中に、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（上場法人その他の報告対象外となる者を除きます。）の締結していた報告対象契約が終了した場合には、その報告対象契約ごとに、報告対象契約の終了の事実その他の所定の報告事項を、当該報告対象契約が終了した日の属する年の翌年4月30日までに、所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（実特法10の6③、実特令6の14④、実特規16の12⑪）。

Q41 報告事項とされている「その年の12月31日における報告対象契約に係る資産の価額」と「その年の報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額」について教えてください。

（答）

- 報告金融機関等が報告すべき事項として、「その年の12月31日における報告対象契約に係る資産の価額」と「その年における報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額及びその種別」が規定されています（実特規16の12⑩一ヲ、ワ）。

- 「資産の価額」とは、例えば、預貯金の価額（口座残高）などが挙げられます。

- また、「資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種別」は、次に掲げるものとされています（実特規16の12⑫）（注1・2）。

イ 所得税法第23条第1項に規定する利子所得に係る収入金額

ロ 所得税法第24条第1項に規定する配当所得に係る収入金額

ハ 有価証券若しくはデリバティブ取引に係る権利又は暗号資産等（有価証券を除きます。）の譲渡による所得及びデリバティブ取引の決済により生ずる所得に係る収入金額

ニ 上記イからハまでに掲げるもの以外の収入金額

（注）1 支払調書の場合と同様に、その年中に確定した支払金額等が想定されています。個別の取引実態に応じて、所得税法等の規定に従って計算した収入金額を報告する必要があります。

2 電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡等による収入金額のうち、非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度における報告事項の対象となるものについては、二重報告を防止する観点から、本制度における報告事項の範囲から除外することとされました。具体的には、その年における報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額から、その年における暗号資産等報告対象契約（報告対象契約に係る特定取引を行った者が報告暗号資産交換業者等でその報告対象契約に係る特定取引に係る報告金融機関等に該当するものとの間

で締結している非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度における報告対象契約をいいます。)に係る非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度における報告事項に該当するものを除くこととされました(実特規16の12⑩一ワ)。

○ 以下は、報告対象契約別の資産価額及び収入金額の一例です。

報告対象契約	資産価額	収入金額
預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結(実特令6の8一イ)	預金又は貯金の価額	利子の金額
定期積金等の預入れを内容とする契約の締結(同号ロ)	定期積金等の価額	給付補填金の金額
無尽に係る契約の締結(同号ハ)	掛金総額	掛金差益の金額
1～3号電子決済手段(資金決済法2⑤一～三)の管理に関する契約の締結(同号ニ(1))	【1～2号電子決済手段】 財産的価値の価額	報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額
	【3号電子決済手段】 特定信託受益権の価額	報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額
既存のデジタルマネーの管理に関する契約の締結(同号ニ(2))	財産的価値の価額	報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額
保険契約又は共済に係る契約の締結(同号ホ、ヘ)	解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額	契約に基づき分配又は割戻しをする剰余金又は割戻金の金額
保険契約又は共済に係る契約に基づく年金、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の受取(同号ト)	解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額	年金、満期保険金等の金額
信託に係る契約の締結(同号チ)	信託財産の価額	信託財産に帰せられる収益の額

報告対象契約	資産価額	収入金額
社債等の振替を行うための口座の開設を受けることを内容とする契約の締結（同号リ）	有価証券（振替口座簿に記載又は記録がされている社債等）の価額	○ 有価証券に係る利子、配当又は収益の分配の金額 ○ 有価証券の譲渡の対価（償還金等を含む）の額
金銭若しくは電子決済手段（資金決済法２⑤）、有価証券若しくは電子記録移転有価証券表示権利等又は暗号資産（デリバティブ取引に関して預託するものに限る）の預託をすることを内容とする契約の締結（同号ヌ）	【金銭】 預託された金銭の額	報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額
	【電子決済手段】 預託された電子決済手段の額	報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額
	【有価証券】 預託された有価証券の価額	○ 有価証券に係る利子、配当又は収益の分配の金額 ○ 有価証券の譲渡の対価（償還金等を含む）の額
	【電子記録移転有価証券表示権利等】 預託された電子記録移転有価証券表示権利等の額	○ 有価証券に係る利子、配当又は収益の分配の金額 ○ 有価証券の譲渡の対価（償還金等を含む）の額

報告対象契約	資産価額	収入金額
	【暗号資産】 預託された暗号資産（デリバティブ取引に関して預託するものに限る）の額	報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額（非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度における報告事項に該当するものを除きます。）
	【先物取引等に係る権利】 差金決済をしたならば支払われるべき対価の額	差金決済により成立した取引の対価の額
株式の取得等による一定の法人との間の法律関係の成立（同条第2号）	【特定目的会社】 優先出資又は特定社債の価額	○ 特定目的会社から受ける利益の配当の金額又は特定社債の利子の金額 ○ 優先出資又は特定社債の譲渡の対価（償還金等を含む）の額
	【投資法人】 投資口又は投資法人債の価額	○ 投資法人から受ける利益の配当の金額又は投資法人債の利子の金額 ○ 投資口又は投資法人債の譲渡の対価（償還金等を含む）の額
	【株式会社】 株式又は社債の価額	○ 株式会社から受ける剰余金の配当の金額又は社債の利子の金額 ○ 株式又は社債の譲渡の対価（償還金等を含む）の額

報告対象契約	資産価額	収入金額
	【合名会社、合資会社、合同会社】 合名会社等の社員の持分の価額	☐ 合名会社等から受ける利益の配当の金額 ☐ 社員の持分の譲渡の対価の額
民法組合契約等の締結（同条第3号）	【任意組合契約】 【投資事業有限責任組合契約】 【有限責任事業組合契約】 出資の価額	☐ 契約に基づく利益の額 ☐ 契約に基づく権利の譲渡の対価の額
	【匿名組合契約】 出資の金額	☐ 契約に基づく利益の分配の金額 ☐ 契約に基づく権利の譲渡の対価の額
受益者指定権等の行使等による信託の受益者と受託者との間の法律関係の成立（同条第4号）	信託受益権の価額	☐ 信託の収益の分配の金額 ☐ 信託受益権の譲渡の対価の額

Q42 個人既存低額特定取引契約者及び法人既存特定取引契約者について、特定期限は令和9年12月31日、初回の報告期限は令和10年5月1日とされています。令和8年12月31日までにその者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した場合、いつまでに報告を行う必要がありますか。

(答)

- ☐ 特定手続が完了して報告が可能な報告対象契約については、直近の報告期限までに報告する必要があります。
- ☐ したがって、個人既存低額特定取引契約者及び法人既存特定取引契約者に関し、令和8年12月31日までに特定手続が完了して報告が可能な報告対象契約については、令和9年4月30日までに報告する必要があり、それ以外の契約については、令和9年12月31日までに特定手続を完了し、令和10年5月1日（注）までに報告する必要があります（当該個人既存低額特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者が新規届出書提

出義務懈怠者に該当する場合、特定期限は特定取引を行った日から2年を経過する日等とされており（実特法10の5②二）、特定手続が完了して報告が可能な報告対象契約については、直近の報告期限までに報告する必要があります）。

（注） 令和10年4月30日は休日ですので、報告期限は令和10年5月1日となります。

Q43 新規特定取引を行う者のうち既存特定取引に係る契約を締結している者の新規届出書の提出免除に関する特例の適用を受けた場合、当該新規特定取引は、報告事項にある特定取引の「新規」と「既存」の別について、どちらに該当するものとして報告すればよいですか。

（答）

○ 報告金融機関等が報告すべき事項として、報告対象契約に係る特定取引が実特令第6条の2第3項に規定する新規特定取引（同項の規定の適用を受けたものを除きます。以下この質問において「新規」といいます。）又は既存特定取引（同項の規定の適用を受けた同項に規定する新規特定取引を含みます。以下この質問において「既存」といいます。）のいずれかに該当する旨が規定されています（実特規16の12⑩ール）。

○ そのため、「新規特定取引を行う者のうち既存特定取引に係る契約を締結している者の新規届出書の提出免除に関する特例（実特令6の2③）」（注1）の適用を受けた場合、当該新規特定取引は、「既存」に該当するものとして報告することとなります（注2）。

（注）1 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて新規特定取引を行う者のうち、当該新規特定取引を行う日において当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った既存特定取引に係る契約を締結しているものは、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、新規届出書の提出を要しないこととされています。そして、当該新規特定取引については、令和7年12月31日（又は報告金融機関等に該当することとなった日（[Q54・55](#)参照））に行われた特定取引とみなすとともに、当該既存特定取引に係る住所等所在地国と認められる国又は地域が特定された日において当該住所等所在地国と認められる国又は地域と同一の国又は地域が特定されたものとみなして、本制度を適用することとされています（実特令6の2③、6の12、実特規16の2⑦）。

(1) 犯罪収益移転防止法第4条第3項の規定により、新規特定取引を行う際、同条第1項又は第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定による確認が行われないこと。

(2) 上記イに掲げるもののほか、新規特定取引を行う際、その他の法令の規定により既存特定取引を行った者に関する氏名、住所、居住地国の名称等を更新する手続が行われないこと。

2 新規届出書の提出免除に関する特例として、「新規特定取引を行う者のうち既存特

定取引に係る契約を締結している者の新規届出書の提出免除に関する特例（実特令 6 の 2 ③）」の他に、「新規特定取引を行う者による新規届出書の提出の免除に関する特例（実特令 6 の 2 ④）（[Q11](#) 参照）」、「新規特定取引を行う者のうち、報告金融機関等に対して「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、既に届出書（新規届出書など）を提出している者の新規届出書の提出免除に関する特例（実特令 6 の 2 ⑤）（[Q12](#) 参照）」の規定がありますが、実特規第 16 条の 12 第 10 項第 1 号ルにおいて、新規特定取引が「既存」に区分されることとされているのは、「新規特定取引を行う者のうち既存特定取引に係る契約を締結している者の新規届出書の提出免除に関する特例（実特令 6 の 2 ③）」の適用を受けた場合に限り、その他の特例の適用を受けた場合には、当該新規特定取引は「新規」に該当するものとして報告することとなります。

- なお、平成 29 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に令和 6 年度税制改正により新たに追加された特定取引（[Q5](#) 参照）を行った者について、当該特定取引は平成 29 年 1 月 1 日以後に行われる特定取引ではありますが、新規届出書の提出義務は生じない（[Q4 1\(1\)](#) 参照）一方で、新規特定取引には該当せず、既存特定取引に該当することから、「既存」に該当するものとして報告することとなります。

Q44 報告事項の提供方法について教えてください。

（答）

- 可能な限り、e-Tax を使用して送付する方法による報告事項の提供をお願いします。ただし、それが困難な場合は、電子記録媒体を提出する方法による提供も可能ですが、その場合には、CD-R、DVD-R のみが受付可能です。
- なお、報告事項の提供における留意事項等や e-Tax による提出に関する事前準備、手順等の詳しい情報については、国税庁ホームページの「[報告事項の提供方法等](#)」及び e-Tax ホームページの「[CRS 報告コーナー](#)」をご確認ください。

6 報告金融機関等による記録の作成及び保存

Q45 提出を受けた新規届出書等を保存することにより、記録の作成・保存とすることはできますか。

(答)

- 報告金融機関等による記録の作成及び保存の方法として、新規届出書等を記録に添付する方法を採用することができます。ただし、当該新規届出書等自体又は当該新規届出書等及びそれを添付する記録に、記録すべき事項の全てが記録されている必要があります（実特規 16 の 13①②一、五、七）。
- なお、当該記録は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成することが必要とされています（実特規 16 の 13①）。

Q46 新規届出書等の提出を受けた後に異動届出書の提出を受けた場合、新規届出書等の提出を受けた際に作成し保存している記録を上書きしてもよいですか。

(答)

- 異動届出書の提出を受けた場合、新規届出書等の提出を受けた際に作成し保存している記録を上書きするのではなく、別途記録を作成し保存する必要があります。
- すなわち、記録の作成・保存は、新規届出書等の提出を受けた場合又は特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定手続若しくは再特定手続を行った場合ごとに行う必要があります。

7 罰則

Q47 新規届出書等を提出しなかった場合の罰則について教えてください。

(答)

- 新規届出書を特定取引の際に報告金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは新規届出書等に偽りの記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出した者又は電磁的方法により偽りの事項を提供した者（居住地国が外国である者に限ります。）は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることとされています（実特法 13④）。

8 その他（用語の意味等）

Q48 居住地国の判定について教えてください。

（答）

○ 新規届出書等を提出する者等の居住地国は、次に掲げる国又は地域となります（実特法 10 の 5 ⑧七）。

イ 外国の法令に基づいて当該外国に住所を有するなど一定の基準により日本の所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人（注 1）又は法人等（法人又は組合契約によって成立する組合、当該組合に準ずる事業体及び信託をいいます。以下この質問において同じです。）に該当する場合には、その居住地国は当該外国となります（実特法 10 の 5 ⑧七イ）（注 2・3）。

（注）1 派遣国において日本の所得税に相当する税を課されるものとされている外交官や外国政府職員はこれに該当します。

2 外国の法令に基づいて当該外国の税制上の居住者に該当するかを問うものであり、日本の所得税法上の非居住者又は外国法人に該当するかを問うものではありません。

なお、OECD ポータルサイトにおいて、[各国・地域の税制上の居住者の制度](#)に関する情報が掲載されています。

また、外国の税制上の居住者判定の結果により当該外国における納税義務の範囲が決まりますが、外国で課税されているからといって、当該外国の税制上の居住者に該当するとは限りません。例えば、外国において、以下のような所得に対してのみ日本の所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている者は、当該外国の税制上の居住者ではないことが一般的です。

（例）1 当該外国の国内に所在する不動産の貸付けから生じた所得

2 当該外国の税制上の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬

3 令和 6 年度税制改正により、租税条約上の「双方居住者の振分けルール」に関する規定が削除され、我が国及び外国の双方が税務上の居住地国に該当する個人について、我が国の締結した租税条約上の「双方居住者の振分けルール」の適用の有無にかかわらず、本制度上、我が国及び外国のいずれも居住地国に該当することとなります（[Q 5](#) 参照）。

ロ 外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等（上記イの法人等、内国法人及び信託を除きます。）については、その居住地国は当該外国となります（実特法 10 の 5 ⑧七ロ）。

ハ 日本の所得税法上の居住者又は法人等（上記イ及びロの法人等並びに信託を除きます。）に該当する場合には、その居住地国は日本となります（実特法 10 の 5 ⑧七ハ）。

- 報告金融機関等が新規届出書等に記載された事項の確認([Q10](#)、[Q23](#) 及び [Q26](#) 参照)を行う際、新規届出書等に記載された住所が日本国内に所在するもののみであり、かつ、日本国内に所在する住所等が記載された本人確認書類等(例:在留カード)のみの提出又は提示を受けた場合には、日本が居住地国に該当することが想定されます。

Q49 納税者番号について教えてください。

(答)

- 納税者番号とは、税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます(実特規1の2①二)。

- 本制度においては、特定取引を行う者(次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの)が居住地国(外国に限ります。)において有する納税者番号(注)が、新規届出書等の記載事項及び報告金融機関等から所轄税務署長への報告事項とされています(実特規16の2①二、16の12⑩一ロ)。

(注) 我が国のマイナンバー(個人番号)は該当しません。

イ 当該特定取引を行う者が特定組合員等である場合(ロに掲げる場合を除きます。)当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等(組合契約によって成立する組合、当該組合に準ずる事業体及び信託をいいます。以下この質問において同じです。)

ロ 当該特定取引を行う者が特定組合員等(信託の受託者にあつては、当該信託が外国の法令において所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている信託以外の信託の受託者(以下この質問において「特定信託受託者」といいます。))である場合に限り、)である場合 当該特定信託受託者

ハ 当該特定取引を行う者(当該特定取引を行う者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該特定取引を行う者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とします。)が遺産法人等(遺産の準拠法によって被相続人の遺産が法人等(法人又は組合契約によって成立する組合、当該組合に準ずる事業体及び信託をいいます。))とされるものをいいます。)である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

- 新規届出書等の提出に当たり、その提出を行う方の居住地国(外国に限ります。)において納税者番号が居住者へ自動的に付番されていることを確認できる場合、原則、当該居住地国においてその方の納税者番号があるものと考えられます。

- 各国・地域の納税者番号制度は、OECD ポータルサイトに掲載されている[各国・地域の納税者番号制度](#)に関する情報及び国税庁ホームページの「[CRS コーナー](#)」に掲載している「[各国・地域の納税者番号制度に関する情報](#)」（当該 OECD ポータルサイトの情報を基に作成したもの）の情報により確認することができます。
- 上記の OECD ポータルサイト等を閲覧しても納税者番号が不明である場合、当該居住地域の税務当局等へ直接照会をしていただくことが考えられます。

Q50 特定法人の範囲について教えてください。

（答）

- 上場法人、上場法人を支配する又は上場法人に支配される関係にある法人、国・地方公共団体その他の公共法人、報告金融機関等である法人（一定のものを除きます。）、直前事業年度の投資関連所得に係る収入金額又は投資関連所得を生ずべき当該直前事業年度終了時の資産の額がそれぞれ総収入金額又は総資産の額の 50%に満たない法人などの一定の法人以外の法人をいいます（実特法 10 の 5 ⑧四、実特令 6 の 9）（注）。

（注） 人格のない社団や特定組合員等である個人は、法人に該当しないため、特定法人に含まれません。

- 「投資関連所得」とは、次に掲げる所得をいいます（実特規 16 の 9 ②）。
 - イ 所得税法第 23 条第 1 項に規定する利子所得
 - ロ 所得税法第 24 条第 1 項に規定する配当所得
 - ハ 不動産、不動産の上に存する権利、船舶若しくは航空機（以下この質問において「不動産等」といいます。）の貸付け（他人に不動産等を使用させることを含みます。）又はその譲渡による所得（事業から生じるものを除きます（注）。）
 - ニ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含みます。）の使用料又はその譲渡による所得（事業から生じるものを除きます。）
 - ホ 暗号資産等（実特法第 10 条の 9 第 5 項第 3 号に規定する暗号資産等をいいます。へにおいて同じです。）に係る所得（へ及びトに掲げる所得を除きます。）
 - ヘ 有価証券若しくはデリバティブ取引に係る権利又は暗号資産等（有価証券を除きます。）の譲渡による所得
 - ト デリバティブ取引の決済により生ずる所得
 - チ 保険契約又は共済に係る契約に基づき生ずる所得
 - リ 貸付金（これに準ずるものを含みます。）の利子
 - ヌ 所得税法第 174 条第 3 号から第 8 号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益
 - ル 外国通貨で表示された預貯金を本邦通貨又は当該外国通貨以外の外国通貨に換算

することにより生ずる所得

ヲ 匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含みます。）に基づいて受ける利益の分配

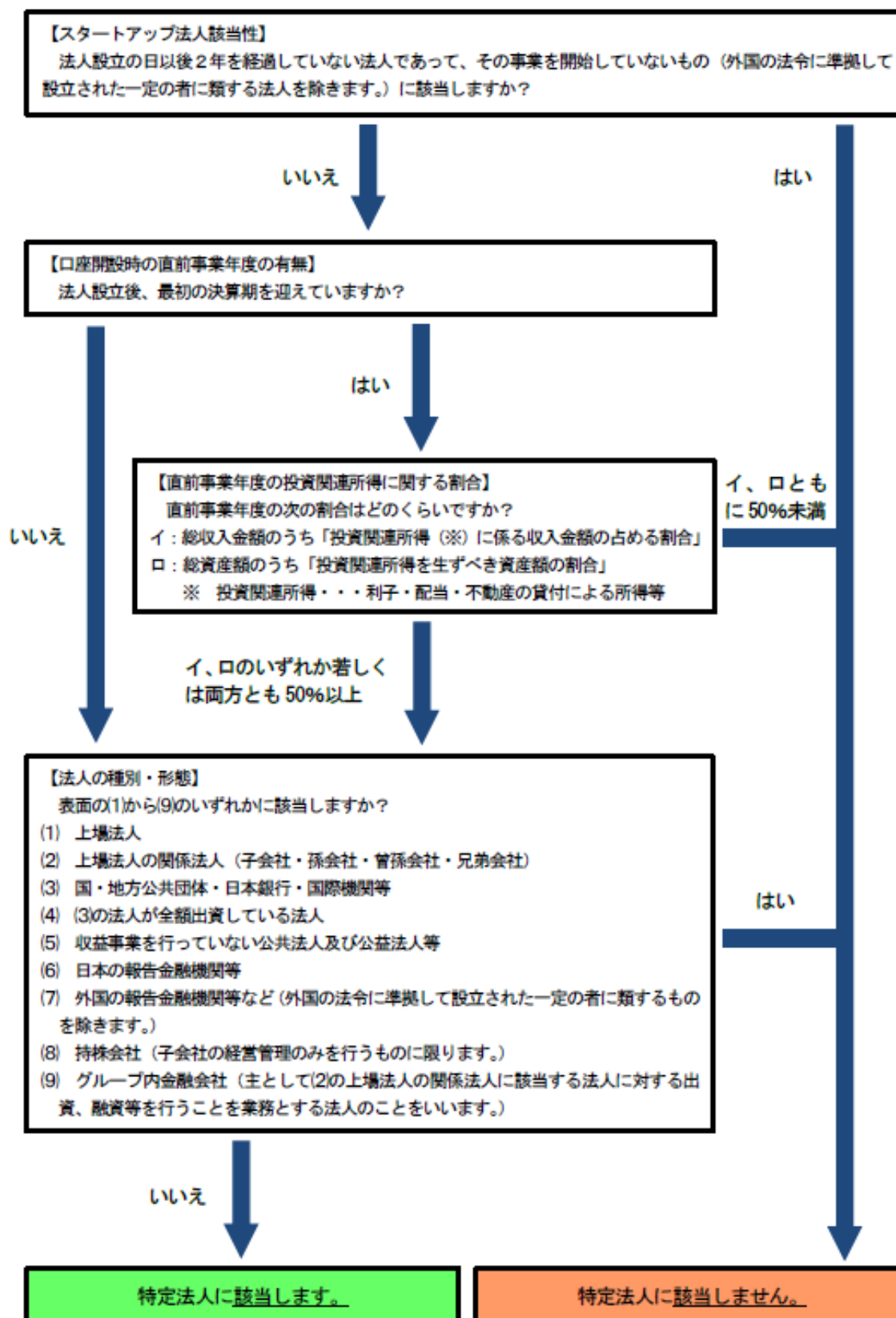
ワ 上記イからヲまでに掲げるもののほか、資産の運用、保有又は譲渡による所得のうちこれらに類するもの

（注） 例えば、従業員等がその業務を遂行する不動産賃貸業から生じる所得は事業から生じるものとして、投資関連所得から除かれます。

- なお、法人が新規届出書若しくは任意届出書を提出する場合又は報告金融機関等が法人既存特定取引契約者（注）に係る住所等所在地国と認められる国若しくは地域を特定した場合であって、当該法人又は当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当するときは、当該法人又は当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者についても、居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定をするための手続が必要となります（実特法 10 の 5 ①～③、実特令 6 の 3 ⑩～⑭、実特規 16 の 2 ①七、16 の 3 ⑤～⑦）。

（注） 当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った際に、犯罪収益移転防止法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者につき、当該報告金融機関等が同条第 1 項第 4 号に掲げる事項（本人特定事項）の確認を行っていた場合等の一定の場合における法人既存特定取引契約者に限ります。

(参考) 特定法人の判定 (フローチャート)



Q51 実質的支配者とはどのような者を教えてください。

(答)

- 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものをいい、具体的には、犯罪収益移転防止法第4条第1項若しくは第2項又は犯罪収益移転防止法施行規則第20条第3項（同条第1項第25号に係る部分に限ります。）の規定により、同規則第11条第2項各号に定める者（注）として確認された者とされています（実特法10の5⑧五、実特規16の10）。

（注） 犯罪収益移転防止法施行規則第11条第4項の規定により、同条第2項の規定の適用上、自然人とみなされる国等及びその子会社は、含まれません。

- 上記の犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項各号に定める者は、議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人とされ、法人には基本的に実質的支配者が存在することが想定されています。

Q52 新規届出書等を電磁的方法により提供することはできますか。

(答)

- 新規届出書等の提出に代えて、当該新規届出書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが認められています（実特法10の5⑨）。
- 具体的には、犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法（例：電子証明書を用いた電子署名による本人確認方法など「押印についてのQ&A」（令和2年6月内閣府他）で認められる方法）を実施した上で、インターネット等により新規届出書等に記載すべき事項を提供する方法が考えられます。

Q53 新規届出書等が、特定取引を行った者により提出されたものであることが明確であることを示すにはどのような方法がありますか。

(答)

- 報告金融機関等は、一定の要件を満たす新規届出書等が提出されているか否かの別を報告する必要がありますが、その要件の一つとして、「報告対象契約に係る特定取引を行った者若しくはその代理人による署名があること又はその他の方法により当該特定取引を行った者により提出されたものであることが明確であること」と規定されています（実特規16の12⑩一ト）。
- 新規届出書等が特定取引を行った者により提出されたものであることが明確であることを示すその他の方法としては、電子署名、記名・押印による方法などが考えられます。

Q54 金融商品取引業者はいつから報告金融機関等に該当することとなりますか。

(答)

- まず、金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者が報告金融機関等に該当するには、平成23年1月1日以後に開始する事業年度のうち連続する3事業年度（その者が個人である場合、平成24年分以後の年分のうち連続する3年間）において、次に掲げる要件のいずれかを満たす必要があります（実特令6の7①括弧書、三、実特規16の7①二）。

イ (イ) に掲げる金額のうちに (ロ) に掲げる金額の占める割合（その者以外の者が (ロ) の金銭等につき (ロ) の特定取引を行った者に役務を提供した場合において、当該提供した役務の対価の合計額に相当する金額（イにおいて「特定金額」といいます。）が (イ) に掲げる金額に含まれていないときは、(イ) に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額のうちに (ロ) に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額の占める割合）が20%以上であること。

(イ) その者の収入金額の合計額

(ロ) その者の特定取引（実特令第6条の8第1号チからヌまでに掲げるものに限ります。）に係る契約に基づき管理する金銭等（金銭若しくは資金決済法第2条第5項に規定する電子決済手段、有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券又は同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利をいいます。[Q55](#)において同じです。）又は資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に関して預託するものに限ります。）をいいます。）につき当該特定取引を行った者に提供した役務の対価の合計額

ロ (イ) に掲げる金額のうちに (ロ) に掲げる金額の占める割合（その者以外の者が (ロ) の行為を行った場合において、当該行為に係る収入金額に相当する金額（ロにおいて「特定金額」といいます。）が (イ) に掲げる金額に含まれていないときは、(イ) に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額のうちに (ロ) に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額の占める割合）が50%以上であること。

(イ) その者の収入金額の合計額

(ロ) 金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為及び商品先物取引法第2条第22項各号に掲げる行為に係る収入金額の合計額

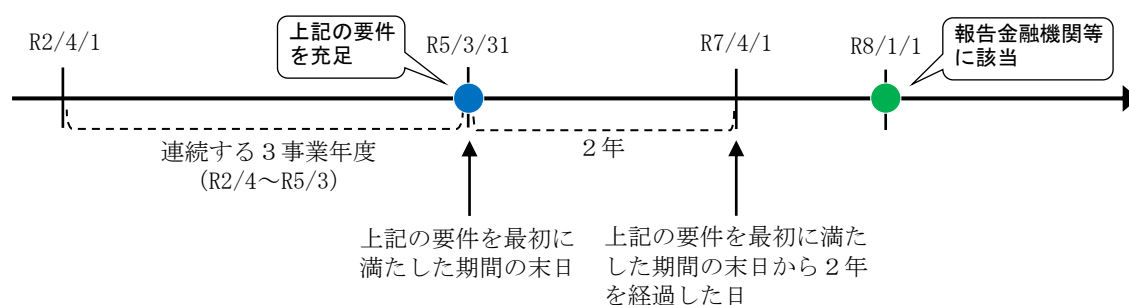
- そして、当該金融商品取引業者は、上記の要件を最初に満たした期間の末日から2年を経過した日の属する年の12月31日（以下この質問において「該当日」といいます。）の翌日から報告金融機関等に該当することになります（実特令6の7②、実特規16の7②二）。

- この場合、該当日より後に行われる特定取引については、新規特定取引として取り扱い、同日以前に行われる特定取引（注）については、既存特定取引として取り扱うことになります。

（注） 該当日において特定取引に係る契約を締結しているものについては、該当日から2年を経過する日（該当日以前に個人（特定組合員等である個人を除きます。）が行った特定取引に係る契約で該当日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が1億円を超えるものについては該当日から1年を経過する日）までに、既存特定取引に係る特定手続（[Q 4](#)参照）を実施し、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する必要があります。（実特法 10 の 5 ⑪、実特令 6 の 12）

（参考）

- 以下は、令和2年に設立され、4月から3月までを事業年度とする金融商品取引業者（法人）の場合を例示したものです。



Q55 特定目的会社はいつから報告金融機関等に該当することとなりますか。

（答）

- まず、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社が報告金融機関等に該当するには、平成23年1月1日（その財産の運用を海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場合には、平成30年1月1日）以後に開始する当該特定目的会社に係る事業年度のうち連続する3事業年度において、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合（当該特定目的会社以外の者がロの投資を行った場合において、当該投資に係る収入金額に相当する金額（以下この質問において「特定金額」といいます。）がイに掲げる金額に含まれていないときは、イに掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額のうちにロに掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額の占める割合）が50%以上であるという要件を満たす必要があります（実特令6の7①括弧書、四イ、実特規16の7①三）。
- イ その者の収入金額の合計額
- ロ その者の有価証券若しくはデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規

定するデリバティブ取引をいいます。)に係る権利、資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産又は4号電子決済手段(資金決済法2⑤四)に対する投資に係る収入金額の合計額

- そして、上記の要件を最初に満たした期間の末日から2年を経過した日の属する年の12月31日の翌日から報告金融機関等に該当することになります(実特令6の7②、実特規16の7②二)(注)。

(注) 報告金融機関等に該当する時期のイメージ及び報告金融機関等に該当することとなった場合の各特定取引の取扱いについては、[Q54](#)をご参照ください。

Q56 今後、報告金融機関等に該当することが分かっています。あらかじめ任意届出書の提出を依頼し、当該任意届出書の提出を受け記載事項の確認を行った場合、報告金融機関等該当後の既存特定取引に係る特定手続を省略してもよいですか。

(答)

- 令和8年1月1日以後に報告金融機関等に該当することとなった場合、任意届出書とは、報告金融機関等に該当することとなった日([Q54・55](#)参照)において特定取引に係る契約を締結している者が当該特定取引に係る報告金融機関等の営業所等の長に提出する、新規届出書に記載すべきものとして規定された事項及び報告金融機関等が特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号を記載した届出書をいいます(実特法10の5③前段、⑪、実特規16の4①)。
- 報告金融機関等に該当することとなった日以前に提出された届出書は、報告金融機関等の営業所等の長に提出されたものではないため、実特法上規定された任意届出書とは認められず、当該届出書の記載事項の確認をもって居住地国の特定手続を省略することはできません。

Q57 所得相互免除法の改正について教えてください。

(答)

- 令和元年度税制改正において、所得相互免除法の一部が改正され、報告対象国(注)を居住地国とする者の口座情報について、金融機関による報告制度(以下この質問において「本報告制度」といいます。)が整備されました。

(注) 当該報告対象国とは、報告事項に相当する事項の提供を求めるために必要な措置が講じられている外国として、台湾が指定されています(所得相互免除法41の2②、所得相互免除規21②)。
- 本報告制度の概要については、以下の所得相互免除法上の根拠規定をご参照くださ

い。

制度概要（注）	実特法上の根拠規定	所得相互免除法上の根拠規定
報告事項の提供	○ 実特法 10 の 6 ○ 実特令 6 の 14 ○ 実特規 16 の 12	○ 所得相互免除法 41 の 2 ①②⑥ ○ 所得相互免除令 33 の 2 ○ 所得相互免除規 21①
記録の作成及び保存	○ 実特法 10 の 8 ○ 実特規 16 の 13	○ 所得相互免除法 41 の 2 ④⑤ ○ 所得相互免除規 21③
税務職員の質問 検査権	○ 実特法 10 の 13、10 の 14	○ 所得相互免除法 41 の 2 ⑦～⑪
罰則	○ 実特法 13④⑤⑥	○ 所得相互免除法 47

（注） 本報告制度における報告事項の提供義務を負っている報告金融機関等は、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における居住地国の特定手続において、所得相互免除規において定められる報告対象国を居住地国として特定することから、本報告制度においては、居住地国の特定手続は設けられていません。

○ 令和 6 年度税制改正において、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の改正を踏まえ、台湾との間での金融口座情報の自動的な提供のための報告制度についても同様の改正が行われました（所得相互免除法 41 の 2 ①～③、所得相互免除規 21①③）。